

平成 30 年 3 月 13 日 (火曜日)

平成 30 年度当初予算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成30年度当初予算審査特別委員会会議録第2号

平成30年3月13日（火曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	後藤伸太郎君		
副委員長	菅原辰雄君		
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君	
	佐藤雄一君	千葉伸孝君	
	佐藤正明君	及川幸子君	
	村岡賢一君	今野雄紀君	
	高橋兼次君	星喜美男君	
	山内孝樹君	後藤清喜君	
	山内昇一君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君

保健福祉課長	三浦	浩君
環境対策課長	佐藤	和則君
農林水産課長	及川	明君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中	剛君
危機管理課長	村田	保幸君
復興推進課長	男澤	知樹君
総合支所長	阿部	修治君
南三陸病院事務長	佐々木	三郎君
上下水道事業所長	糟谷	克吉君
総務課長補佐	大森	隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木	一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	菅原	義明君
生涯学習課長	三浦	勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	佐藤	孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	及川	明君
------	----	----

事務局職員出席者

事務局長	佐藤	孝志
総務係長 兼議事調査係長	小野	寛和

午前10時00分 開会

○委員長（後藤伸太郎君） おはようございます。

特別委員長に拝命いただきました後藤伸太郎でございます。この場をかりて一言ご挨拶させていただければと思います。

議会で取り扱う案件の中で、年度当初の予算案の審査というものは、とりわけ重要であるという認識は、委員皆様ご理解いただいているところだと思います。新年度1年間1万3,000人の町民の皆さんに提供される行政サービスの質と量を決定する責任は、極めて重いものがあるというふうに思います。

議場におけるルール、申し合わせ事項などを十分に踏まえた上で、どうぞ自由闊達に熱量のこもった迫力ある質疑を展開していただきたいというふうに希望するものでございます。甚だ若輩者ではございますが、できる限りスムーズな議事進行に努めていこうと思いますので、議場出席者の皆様の特段のご高配、ご協力を賜れれば幸いと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については、歳入、歳出別の款ごとに行い、他の会計につきましては、歳入、歳出一括、収入、支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の款ごとの区分は、既に配布しております平成30年度当初予算審査特別委員会審査予定表を参照いただきたいと思います。

このことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることといたします。

それでは、議案第54号平成30年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

各担当課長から細部説明をいただきます。また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数

をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、平成30年度南三陸町一般会計予算の歳入の審査を行います。

1款町税、14ページ、15ページの細部説明を求めます。

なお、細部説明をするに当たっては、3ページから10ページまでの第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為、第3表地方債についてもあわせて説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

それでは、一般会計予算の歳入につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

なお、議案第54号の議案とされる部分につきましては、ご案内のとおり第1表、第2表、第3表までの資料についての議案となってございますが、その後ろについております部分は予算説明書という構成になってございますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

まず、第1表の説明の前に、資料、議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

改めて議案の中の歳入歳出予算総額といたしまして、今年度は、平成30年度は330億円という予算にさせていただいてございます。この予算総額は、平成29年度の予算総額であります317億5,000万円と比較いたしますと、103.9%になります。3.9%の増ということになります。この数値を通常分と震災分にそれぞれ分けますと、通常分が77億4,621万5,000円、構成比が23.5%でございます。震災分は252億5,378万5,000円、構成比が76.5%でございます。合わせて330億円となってございます。全体に占める投資的経費、普通建設事業と災害復旧部分を合算しまして、投資的経費として計算しますと、231億483万8,000円、構成比として70.0%が予算全体に占める投資的経費でございます。

なお、このページで説明を加えさせていただきます第4条、一時借入金が、従来ですと20億円を限度とするものとなってございましたが、今年度繰り越しされた事業などの支払いがございますので、例年より10億円加算させていただき、30億円を一時借入金の限度額とさせていただく案とさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1表、3ページ以降にそれぞれ款、項の金額で、これが議案ということになるわけでございますが、大きく款別に構成比などを、あるいは前年対比などを見ながら説明をさせていただきたいと思いますので、12ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

こちら款ごとではございますが、前年度の比較ができる資料となってございます。まず、歳入から款別の構成比を申し上げたいと思います。

1款町税3.9%、2款地方譲与税0.2%、利子割交付税0.0%、配当割交付金0.0%、株式等譲

渡所得交付金0.0%、地方消費税交付金0.7%、自動車取得税交付金0.1%、地方特例交付金0.0%、地方交付税24.1%、交通安全対策特別交付金0.0%、分担金及び負担金0.1%、使用料及び手数料0.5%、国庫支出金31.0%、県支出金7.8%、財産収入0.5%、寄附金0.1%、繰入金26.3%、繰越金0.5%、諸収入0.8%、町債3.4%、合わせて100%の構成でございます。

続きまして、歳出の構成比を申し上げます。

1款議会費0.4%、総務費5.5%、民生費6.1%、衛生費3.6%、農林水産業費5.7%、商工費1.1%、土木費2.7%、消防費2.9%、教育費2.8%、災害復旧費29.5%、公債費2.8%、復興費36.8%、予備費0.1%、合計で100%の構成でございます。

これら全体的な見方といたしましてご説明させていただきますと、歳入につきましては、右端の比較の欄をごらんいただきたいと思いますが、三角印で大きく減額されているものと、それから大きく増額されているもの、合わせて12億5,000万円の増という前年対比の状況になってございます。

こちらは、大きなところで、まず9款地方交付税が約12億円ほど減額という形になってございますが、これは、今年度の事業計画の中で震災事業、震災特別交付税の部分が10億円減額になります。これはやはり歳出事業等の関係でございます。後ほど詳しく申し上げますが、普通交付税も1億円減額されてございますので、ここは約12億円の減額となっております。

17款繰入金、こちらは16億円の減額となってございます。これも復興交付金基金からの繰入金が大きく減額されているということによるものでございますが、しかし、13款国庫支出金において、今年度漁港の災害復旧事業に係る予算として約49億円ほどの増額という形になりますので、全体といたしまして12億5,000万円の増という内容になってございます。

今度は歳出のほうでございますが、歳出の比較の欄をごらんいただきたいと思います。

総務費で8億円の減額、民生費で6億円の減額、12款復興費で12億円の減額という中ではございますが、10款災害復旧費で34億円の増額ということになっておりまして、合わせてこちらも12億5,000万円の増という構成でございます。総務費においての減額分は、派遣職員の人数が減ってきていることや、平成29年度において庁舎備品、それから電算住民システムなど、特別な需要がございましたが、それらが終わった部分での減、民生費につきましては、志津川保育所・被災者支援業務などの事業の終了や縮小によるものの減、それから復興費につきましては、防災集団移転事業などが終了した関係で大きく減少になるという中で、10款災害復旧費が漁港施設災害復旧事業で大きく増額になると。全体的に申しますと、そういった要因での増額、減額という予算でございます。

それでは、続きまして、9ページの債務負担行為につきましてご説明をさせていただきます。

第2表債務負担行為でございます。

大変失礼いたしました。債務負担行為、歳出のほうでの説明という流れのようでございますので、続きまして、14ページ。

○委員長（後藤伸太郎君） 済みません、課長。債務負担行為も説明は先に行っていただいて。

○総務課長（高橋一清君） もとい、それでは、債務負担行為の説明をさせていただきたいと思います。

債務負担行為につきましては、全体で9件の事業につきまして設定をいたします。1つ目は、固定資産税土地評価業務の債務負担でございます。3年に1回の固定資産の評価替えに伴いまして、標準宅地の不動産鑑定等に係る業務ということで、平成32年度までの期間で1,290万円の設定でございます。歳出のほう、出てくる箇所は56ページの中でその関係が出てまいります。

それから、東日本大震災農再開支援金利子補給でございますが、こちらは、歳出96ページで出てまいります。内容といいたしましては、圃場整備事業により當農組合が當農再開する際の運転資金として、初期投下の負担軽減のため、南三陸町農協が貸付実行する資金について利子助成を行うものでございます。平成35年度までの期間といいたしまして、貸付期間1年、そして貸付限度額1,000万円という事業内容によりまして、利子補給を行うものでございます。

続きまして、東日本大震災農業経営安定資金利子補給でございます。こちらは、予算書の96ページに出てくる項目でございます。被害を受けた農業者が農業経営維持を図るため、それを目的とした資金に対して利子補給を交付するものでございます。平成42年度までの期間で、償還期限12年以内、貸付限度額3,000万円までの事業に対しての利子補給を行うものでございます。

次が、中小企業振興資金融資損失補償でございます。予算書では109ページに出てくる予算項目でございます。中小企業振興資金のあっせん条例に基づく債務保証を行い、保証協会が損失を生じた場合にその損失を補償するというものでございます。期間は、平成40年まで、限度額700万円でございます。

次が、事業復興型雇用創出事業補助金、予算項目は110ページに出てまいります。期間が平成32年度まで、予算限度額667万円でございます。

次が、公共土木施設災害復旧事業でございます。予算は150ページに出てまいります。漁港の防潮堤へつながる町道浪板線の道路災害復旧工事を行うものということで、平成31年度ま

での事業期間で、限度額1億4,000万円とするものでございます。

次が、東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業補助金でございます。予算項目は157ページに出てまいります。被災住宅の修繕、町内に自己資金で住宅建築を行う場合の補助ということで行うものでございます。期間が平成31年度まで、防集団地12件、それから個別移転5件の合わせて17件を見込むものでございます。限度額2,805万円でございます。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金は、159ページに出てくる予算項目でございます。個別に移転された方を対象に、住宅再建に係る借入金の利子相当額助成や引っ越し費用などの補助を行うものでございます。平成31年度までの期間で、4,999万5,000円とするものでございます。

最後に、防災集団移転促進事業移転費補助金でございますが、161ページに予算項目として出てまいります。防集団地において、着工期間により年度を越える場合が想定されるため、債務負担行為として設定するものでございます。防集30件、公営住宅16件を予定するものでございます。期間が平成31年度まで、限度額4,203万円とするものでございます。

以上、債務負担行為に係る説明とさせていただきます。

次が地方債でございます。第3表地方債について説明をさせていただきます。

10ページをごらんいただきます。

全体で10件ございます。1つ目は、災害援護資金貸付事業でございます。予算書の81ページに出てまいります項目ですが、金額、限度額が2,100万円でございます。上限額350万円の6件分を貸付枠として予算措置したものでございます。

廃棄物処理事業でございますが、89ページに出てまいります。4,350万円を限度とする内容でございます。バイオガス事業の地域内循環システムの構築を目指すものでございます。

続きまして、漁港整備事業、104ページに出てまいりますが、限度額6,080万円でございます。漁港整備、石浜漁港分と稻淵漁港分に係る予算でございます。

続きまして、観光振興事業でございますが、予算は110ページに後ほど出てまいります。限度額3,670万円でございます。観光交流促進事業分と合わせて支援交流推進事業分、それぞれの事業に係る財源として借り入れを行うものでございます。

それから、次が道路新設改良事業でございますが、こちらは116ページに後ほど出てまいりますが、限度額1億2,680万円でございます。これは入谷の横断1号線ほかの道路整備に係る財源として借り入れを行うものでございます。

続いて、消防防災施設整備事業でございますが、限度額3億580万円。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長、1つ飛びました。

○総務課長（高橋一清君） 失礼しました。順番が変わっていました。

順番をちょっと間違えました。戻りまして、防災対策事業でございます。借り入れ限度額3,820万円でございます。これは、防火水槽の設置、小型動力ポンプの積載車の整備に係るものでございます。防火水槽は、城場、峰畠、港に計画をしてございます。小型動力ポンプは、大船、林際、童子下に整備を計画しているものでございます。

次が、消防防災施設整備事業でございます。限度額3億580万円でございますが、こちらは、震災で破損した南三陸消防署の建設事業に伴う財源確保のために行うものでございます。予算書120ページに出てくる項目でございます。その前の防災対策事業の予算項目は、予算書の122ページに出てまいります項目でございます。

続きまして、学校教育施設整備事業、限度額1,310万円は、予算書の131ページに後ほど出てまいりますが、昭和49年に建設した伊里前小学校体育館の老朽化が著しいため、改築工事を行うに当たっての財源確保でございます。

次が、公共土木施設災害復旧事業、こちらは限度額2億7,240万円、これは中橋の復旧工事に係る財源確保のために行うもので、予算項目としては149ページに出てまいります。

次が、臨時財政対策債、予算限度額2億1,000万円でございます。地方交付税として本来交付される部分が、国の財源の不足の補填の手法として借り入れをさせ、その返済に係る分を、後年償還にかかった財源部分を地方交付税で補填するという仕組みのものでございます。

なお、今回のこの借り入れ全体といたしまして、合併特例債を使っている事業を申し上げます。

3番目の漁港整備事業、合併特例債でございます。中段の道路新設改良事業、合併特例債でございます。そこから下から2つ目、公共土木施設災害復旧事業まで全て合併特例債ということになります。もう一度申し上げます。

道路新設改良事業が合併特例債、その下の防災対策事業、消防施設整備、学校教育施設整備、公共土木部分が合併特例債ということでございます。

それから、あとは過疎債という予算を使っているものがございます。廃棄物処理事業の部分が、上から2段目です、過疎債。4段目の観光振興事業、これは過疎債ということでございます。ご案内のとおり、合併に伴っての有利な財源としてある合併特例債を使う部分と、それから、県の枠配分の中で借り入れ可能とされる起債がございまして、そちらを使うものが過疎債で、いずれも起債制度の中では国からの補填のある有利な財源として活用するもので

ございます。

では、歳入予算に入らせていただきたいと思います。

14ページをお開き願います。

歳入予算の1款町税でございます。1項町民税1目個人、まずもって個人の部分で、前年度比較で104%の数字になってございます。1,680万円の増額ということでございますが、内訳として、現年課税部分4億4,000万円ということで、均等割、所得割の調定見込額に対して89%を収納率として見込んで予算計上させていただいております。

2項法人税、こちらは前年対比93.6%、現年課税分につきまして9,800万円の計上でございますが、こちらは収納率98%によって積算された数字で計上させていただいてございます。

次に、1目固定資産税でございます。現年課税分で5億8,100万円ほどの計上でございます。前年対比で105.0%でございます。これは、土地、家屋に係る調定見込額に対しては98%で積算し、償却資産に係る部分については調定見込みの99.5%を収納見込みということで積算した上で計上させていただいております。

下段の国有資産等所在市町村交付金でございますが、520万円、県の教職員宿舎、それから北部森林管理署の施設所在に係る部分について予算計上しているものでございます。

3項軽自動車税でございます。前年対比101.1%、現年分で4,420万円でございますが、調定見込みに対して収納率98%で積算しております。

たばこ消費税、現年分で1億300万円ということで、こちらは99.9%、前年度とほぼ同額で計上してございます。

それから、入湯税、こちらは目的税でございますが、現年分といたしまして489万円、これも前年と同額で計上をさせていただいております。

なお、町税全体の予算といたしましては、過去の最大が平成19年のトータルで13億4,600万円ほどの実績が出てございます。これに対して、本年度のこの町税全体の合計額は12億7,500万円でございます。対比いたしますと、94.8%という状況になってございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、1款町税の質疑に入ります。

なお、改めて申し上げますが、ここで質疑できるのは1款町税に限った質疑のみで、第3表地方債に関する質疑は歳入の20款町債で、第2表債務負担行為に関する質疑は歳出の関係する款で伺ってください。

それでは、質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。おはようございます。

ただいまの説明、ご苦労さまでございます。その中で、14ページ、歳入の町税、固定資産税の中で、2項国有資産等所在市町村交付金がございます。この中身がちょっと聞き漏らしたというか、説明のちょっと不納得な部分がありますので、これのご説明と、それから、町税に関してはほとんど98%、個人分が89%と低いんですけども、ほぼ前年並みかなと思われます。こうした場合、新しく団地ができる、皆さんそれぞれ入っておりますけれども、その辺は皆把握、評価終わっていると思いますけれども、防集団地に入っている方たちの固定資産税の評価が終わっている件数をお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まずもって、1番目の国有資産のほうなんですけれども、国・県で所有している財産で、固定資産税相当する部分について交付金としていただくというふうな形になっておりまして、その対象として、国分としては国有林が対象になってございます。それから宮城県分につきましては、県の宿舎、教職員宿舎と、それから漁港施設で、有料で貸し出ししている、あるいは利益が上がる部分について交付金としていただいているというふうなことでございます。

それから、防集団地といいますか、新增築調査というのをしているんですけども、平成23年からの累計で約1,950棟でございます。昨年分につきましては、木造、非木造合わせまして394棟を調査してございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 森林、多くは国有林ということですけれども、今、うちのほうではFSCを取って、国際認証を取っております。この国ですから、管理は国のほうでやっていると思いますけれども、何%に国有林が町のどの程度の割合を占めているかお伺いしますけれども、それによって管理が戸倉のほうの山なんかあるんですけども、管理が国の管理ですから、ずさんだということで、大分管理なされないところがあるということなので、管理は国ですけれども、町のほうからもそこを働きかけて、交付金が入っていますので、その辺を協議していただきたいと思います。町としては施業計画に基づいて管理していますけれども、国のほうが大分荒れているという、そういう声がありますので、その辺を協議方お願いいたします。

それと、防集団地大分建設されています。その固定資産税の何%を占めているのか、年々多くなっていると思いますけれども、何%、どれだけの税収を見込んで、この中の固定資産税

4億4,000万円、この中でどの程度把握しているのかお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君）　　挙手願います。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）　失礼しました。国有林のパーセントはちょっと今把握していないんですけども、面積的には16平方キロ、17平方キロだったと記憶しているんですけども、新土地家屋で固定資産税における割合というのはちょっと把握してございません。

○委員長（後藤伸太郎君）　農林水産課長。

○農林水産課長（及川　明君）　国有林の面積につきましては、今町民税務課長が述べたとおりで、平方キロだとちょっとわかりづらいんですが、1,735ヘクタールほど国有林が町内に存在しているということでございます。

それと、国有林の管理につきましては、町と同じように施業計画に基づいて管理をしていると思うんですが、我々も国有林に対してのみ施業をしっかりとと言える立場といいますか、言える状況にはなっていませんので、そこはいろんな場面で意見交換しながら適正な管理に努めていきたいというふうに思っています。

○委員長（後藤伸太郎君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　国からこのぐらいの交付金が520万円、失礼いたしました。前年度よりは50万円ほど低くなっていますけれども、500万円ほどの国有林についての交付金、国有林だけではなくて、官舎などもあるということで、その税収が見込まれて歳入に入っています。ですから、担当課としては、その辺を把握して入るものは入る、マイナスでなくプラス、入ってくる要素ですので、その辺はしっかりと把握して、今後ともそれが町にとってプラスの方向で仕事を進めていただきたいと思います。

戸倉のほうの国有林、戸倉のほうが多くなっていると思いますけれども、大分この災害で大分傷んでいるということが聞かれておりますので、その辺も国に働きかけお願いいたします。

以上、終わります。

○委員長（後藤伸太郎君）　倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員　2番、倉橋でございます。おはようございます。

今年度町民税の課税誤りの問題が発覚したわけですけれども、来年度の予算の中で滞納繰越分という金額がございますが、今年度発覚した町民税の金額は大体是正されてきているんでしょうか。今年度で決着したのか、あるいは来年度に繰り越すのか、繰り越すのであれば、どれぐらいの金額が繰り越されるのかちょっとお示しいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君）　町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 課税誤りにつきましては、大変ご迷惑をおかけしているところでございますけれども、ただ、年度の途中でございまして、数量は把握してございません。どれぐらい繰り越しになるかちょっと今の段階ではわからない状況でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 じゃあ、町民税の法人で滞納繰越分69万円という数字が出ていますが、この根拠はなんでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基本的には前年度の見込みに対しての何%というふうな形で出しておりますので、詳細を全部把握しているということではないです。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 じゃあ、把握された時点で、また新たに数字を提示いただいて、補正予算という形で出していただけだと、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 滞納分につきましては、町の町税誤りに係る分という形ではトータルで把握しているわけではございませんので、決算時期になりましたならば、ほかの税目と合わせた形での、ほかの滞納分と合わせた形での決算という形になると思います。その部分としてずっと管理しているというわけにはいかない事情がございますので、決算で滞納繰越分として何%、あるいは幾ら出るというふうな形になると思います。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。1点だけ伺いたいと思います。

14ページ、町税の法人税なんですけれども、これ660万円の少なく見積もっているんですけども、予算のほうで12億5,000万円ふえて、あと個別の復旧費のほうで、たしか34億円ぐらいふえているんですけども、その中で、町の法人格の会社がもうけられなかつたのかどうか、その点伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 法人税なんですけれども、町内と町外というふうに分けた形での把握はちょっとしてございませんので、全体的にはここ数年、企業収益アップということで上昇していたんですけども、平成28年ピークにやや減少に転じているのかなというところで、減額で計上させていただきました。町的には建設関係のほうがやっぱり好調なんですけれども、やや陰りが見えてきたのかなと、復興特需がほぼ終わりに近づいてきたのかな

という感じはちょっとあるところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ということ、実は去年も500万円ぐらい少なく見積もったりしていたようですがれども、そこでもう一度確認したいのは、昨今さきの臨時会その他で、ほかの自治体の業者さんと組んで仕事をとっているところが大分多いので、その影響があるのかどうか、その点もう一回伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） JVの分まではちょっと把握していないんですけれども、分割というふうな形になると思うんですけれども、その細かい部分までの把握はしてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 その点はわかるんですけれども、予算もふえていて、そういった漁港関係の仕事もあって、それでなおかつ町の法人税の見積りが少ないというのは、改めて再度確認させていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 総体的な話として減収になっているんじゃないかというふうに予想しております。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 私は町税の入湯税についてお伺いをいたします。

これ毎回話題になりますけれども、入湯税、もちろんその当事者の申告に基づくわけですがれども、あえて前年度と同じ数字、いろんなあれでもってもっと実績等を調査して、いろんなことでやったのか、もっと努力をするべきではないかと、そういうふうに思いますけれども、この数字に至るまでにどのような町として努力をしてきたか、その辺をまずお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 努力という意味がちょっとよくわからないんですけれども、とりあえず特徴ということで、事業者の方が納税者の方から預かった部分を町に納付していくだくというような形になっていますので、100%納付していただいているというふうな形でございます。その調査につきましては、毎年1回帳簿を確認させていただいているというふうなところでございますので、そのまま間違いなく納税していただいているような状況でござ

います。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 努力、しょっちゅう行って、これも前から言われていることですけれども、行って一々人数調査等はできないのは重々承知しておりますけれども、入湯税の金額とか税額とか、いろいろあります、1人幾らとか。その辺は温泉観光地とまた違った意味でござりますけれども、そういう高いところと一律にとはいかないものとは思いますけれども、そういうことで、その辺の変更も考えていくなり、もちろんこれはお客様が業者さんに払うというか、料金設定がされているものですから、その中の数字的なものでございますので、これをもうちょっと税収につながるような方向で考えていくべきではないのかということでお伺いしたんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 特徴事業所でございますので、適正に申告されていると思います。毎月宿泊と日帰りと、それからあと、課税免除の数を申告していただいております。法人ですので、法人税の申告もされていると思いますので、適正に申告されているというふうに理解しております。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 その入湯税ですけれども、これ町と業者さんの取り決めですよね。違いますか。だから、税率。今、それは今後検討の余地があるということと私は捉えていますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町税条例に基づいて申告納付していただいております。

○委員長（後藤伸太郎君） 税率変更の可能性はあるかということですか。（「今の税額と、今言ったように変更して増収につなげるような税率とか、考えをどうするかということです」の声あり）

○委員長（後藤伸太郎君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） この件につきましては、以前から議会でも質問がございました、当該事業者のほうに一旦協議というような形でさせていただいております。実際には税率の変更には至っていないというようなことになっておりますけれども、継続してその辺の協議に当たりたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。先ほどの倉橋委員の答弁で、滞納繰越分については何%と表記してあるからというご説明でしたけれども、最低でもここは、平成29年度は途中ですけれども、この予算編成するのに12月予算編成すると思うんです。そうした場合、繰り越し、平成28年度、27年度、26年度、それらの繰り越しがわかっているはずだと思うんですよ。こうした場合、ざっくり何%の予算計上ではなくて、それに基づいた予算計上をすべきだと思いますけれども、その平成29年度以前の繰り越しは、では幾らあるかお答えください。

○委員長（後藤伸太郎君） 暫時休憩をいたします。そのままでお待ちください。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。

町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 済みませんでした。平成28年度部分で500万円ほどとなってございます。

○委員長（後藤伸太郎君） その前はわかりますか。はい、どうぞ。

○町民税務課長（阿部明広君） 平成28年度だけで290万円ほど、それからそれ以前で210万円ほどのうな形でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 平成28年度だけで290万円、それ以前合わせると500万円ほどとなっていますけれども、この繰越分で69万円計上しています。これはどうしてこのように誤差が出てくるのかお伺いいたします。少なくともこの平成28年度の280万円が予算の繰越額に載ってこなければおかしいんではないでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 滞納繰越額大変多うございますけれども、来年度で収納できる見込みの数ということで、その金額を計上しているところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 収納できる額で計上しているというのは、それでは収入しなくてもいい額は繰り越しとしないんですか。不納欠損にするんですか。滞繰で、今の表現ちょっと理解に苦しむんですけども、平成28年度で滞繰が290万円、ただいま残っているという話なんですけれども、これは平成28年度分だけの繰り越し、それ以前の繰り越しは入っているのかいないの

かお伺いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 予算計上の仕組みも含めてお答えいただければと思いますが。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 滞納繰越額が多いんでございますけれども、この額を全て計上できるわけではございませんので、来年度で収納可能な額ということで、その額を計上してございます。年間の収入というのは、大体皆さん決まっておりますので、来年は来年度で現年分の納税をしていただかなければならぬということで、過年度にさかのぼって納めていただける金額ということで、その金額を見込んでいるというふうなところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） どうぞ、企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ちょっと数字だけだとわかりにくいと思いますが、補足をさせてください。

69万円を歳入予算に見込みますよと、要は滞繰分として。これにつきましては、先ほど町民税務課長が言うように、69万円ぐらいの徴収の見込みということなんですが、分母は先ほど申し上げましたように、平成28年以前で500万円ぐらいございます。それに平成29年度の現年分で残った分が滞繰に回りますので、多分600とか700とか、そういう額になるんだと思うんです。それに対しての徴収をどんどんやっていくと。その時に収納率が15%とか、17%とか、それぐらいを徴収ができる金額を見込んだということなので、例えば全部で滞繰が690万円あったとすれば、滞繰の収納率が10%と見込むと、69万円と、そういう計算だと思うんです。毎年そのようにやっておりますので。

ちなみに、去年の当初予算を見ますと、滞納繰越額が大体480万円あったんです。収納率の見込みが17%でありますので、ざっくり掛けますと49万円の滞繰の徴収と、これを当初予算に計上しているというところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、このパーセントによってしか努力できないと。低いパーセントで抑えれば低い滞納率しかできない。例えばこれが90%、80%に高いパーセントにしていくべき、それだけ集めなきやならないという努力が出てきます。何でこれ低い設定にしているんですか。もう少し上げてもいいんでないですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 予算編成の基本的な原則、考え方でございますので、ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

予算単年度の原則ということで、1年間の見込まれる歳入の中で、歳出事業をより効率的な形で予算を組ませていただくというのが予算の組み方でございますが、そのときに、歳入予算の中で、例えば過年度部分を100%で見込んで、意気込みとして100%だということで、現実はもちろん100%全力での徴収はいたしますが、歳入予算で100%で予算をとった場合、今度歳出もそれに見合った金額で今度組んでしまいますと、結果的に年度末になって、過年度分の徴収率が下がった分だけ歳出に見込んでいた財源が不足するという現象があらわれます。

したがいまして、我々この予算のつくり方といたしましては、年度当初、慎重な見方の中で確実に得られるであろう歳入予算の中で、歳出予算も事業として組ませていただきます。年度の途中でそれが収入の部分がふえてくる見込みが立った時点でとておかれ、あるいは当初で本来やりたかった事業ができないでいる部分などをさらに補正として出させていただくという、そういう仕組みになってございますので、担当課のほうでは、当初のこの設定の割合の率で押さえた徴収の努力をするんではなくて、それぞれ全力での徴収努力はさせていただきながら、その推移を見ながら補正で今後対応していくという仕組みになってございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町民税務課といたしましては、現年度課税部分で滞納しないような形で納税を促進しまして、また、滞納繰越分につきましても、誠意を持って対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 岁出に見合った額で歳入を見るために、このような低いパーセントになったように、私から言わせればそうなるんですけども。全体的にそのようなパーセントということですね。はい、わかりました。

しかし、裏にはそれだけの滞納が、決算にいけば出てきますけれども、そういうものもありますので、その辺は努力してこのパーセント以上に徴収していただけるような努力を期待いたします。

以上、終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、1款町税の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、15ページから17ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、15ページの2款地方譲与税から引き続きご説明をさせていただきます。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税でございます。こちらは予算額2,000万円ということで、前年対比100%で計上してございます。こちらは国税でございまして、国から交付される予算でございますので、平成29年度の実績をもとに積算をし、同額とさせていただいております。

開いていただき、16ページ、自動車重量譲与税でございます。こちらも国税でございます。前年対比で102.2%、金額で4,600万円の計上でございます。こちらは決算見込みに対して0.993%を掛け、これは地財対策上の伸び率なそうでございますが、その率を掛けまして4,600万円と計上させていただいてございます。ちなみに平成29年度決算見込みは4,626万円でございます。

続きまして、地方譲与税でございます。これは金額1,000円とございます。存置科目です。実際的には金額、今後、国から入ってきた場合ための存置科目としてとっているものでございます。

それから、3款利子割交付金、こちらは県税でございますが、130%の構成費でございます。こちら地財対策上の県の試算に基づく金額で計上させていただいているものでございます。

4款配当割交付金、こちらも県税でございます。71%でございまして、220万円の計上、こちらも県の試算をもとに計上させていただいております。

17ページ、5款株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらも県税でございます。130万円ということで、前年と比較しましてマイナス190万円、こちらも県からの試算の数値をもとに計上させていただいているものでございます。

6款地方消費税交付金、こちらも県税でございます。県の試算に基づいた計上となってございますが、前年対比で117%になってございます。

それから、7款自動車取得税交付金、こちらも県税で、前年対比117.6%、県試算に基づく

予算の計上でございます。

8款地方特例交付金、予算額500万円、前年対比100万円の増となってございます。平成29年の決算見込みに合わせて予算計上をさせていただいております。

9款地方交付税。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長、8款までお願いします。

○総務課長（高橋一清君） ごめんなさい、そうでした。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑に入ります。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 2番、倉橋です。

この中で、一番金額の多いところが6款地方消費税交付金なんですが、117%という割合で今ご説明がありました。ちょっとこのからくりがよくわかりません。なぜこの117%大きくふえるのかご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 増額した理由そのものは、実際のところ県から内示されている金額で計上するよりほかないんでございますが、仕組みで申し上げますと、国で徴収します消費税率のうち、1.7%相当がこの市町村、あるいは地方財源として交付される仕組みになってございまして、その財源枠の中から人口割、それから事業従事者数割などということで、それぞれの地域、地域のその人数割に応じた率で、国で徴収した財源を地方に配分するという仕組みになってございまして、現在全体でご案内のとおり8%の消費税でございますが、現在10%の増税ということがつぶやかれてといいますか、言われておりますが、来年10月という見込みまでニュースでは流れておりますが、そういった場合においても、今度は現在の1.7%という割合が、今度2.2%相当分が地方財源に充てられるという仕組みになっております。その計算に基づいて、県のほうでその年度に徴収された財源を、今申し上げました人口割などの率を掛けて市町村に配分していると。それが、平成30年度につきましては、ほぼこの金額になるということで予算に反映させていただいたところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 人口なんかに比例しているということですけれども、人口減っていますよね。ほかの自治体も減っているかと思います。仙台市以外は減っているかと思うんですけども、ということは、1人当たりに対する額というか、率が上がっているという解釈でよろしいん

でしょうか。ですから、ほかの自治体も人口は減っているんでしょうけれども、ほかの自治体も同様に、消費税交付金の1人当たりの額なり率が上がっている、そういう傾向にあるという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　人口率そのものは減少にございますので、考えられるのは、国全体としての消費税財源が伸びているということによるものだと理解してございます。

○委員長（後藤伸太郎君）　ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員　及川です。

1点ほどお伺いします。

17ページの株式等譲渡所得割交付金、これ前年度と比較すれば随分半額以下に入ってくるお金が少なくなりました。ほかは6款、7款は多くなっています。ここだけ比較しますと190万円ほど減額になっていますけれども、その要因となっているものは何なのかお知らせください。

○委員長（後藤伸太郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　こちらの財源の減額要因でございますが、こちらは、いわゆる株式配当などに係る部分に課税される税収を財源とするというような仕組みでございますので、国での税収そのものが減っているということに基づくものだと思っております。それ以外は町自体の減額要因というのはちょっと見当たらないんですけども、この収入に関しては、市町村の割合を出すもとが、県税総額に占める市町村ごとの県税の割合に応じて交付という制度の仕組みですので、財源が少なくなっているか、または県税として町が負担する部分が変化しているのか、どちらかということの原理だと思うんですけども、申しわけないんですけども、多分その国のはうの配当財源のもとの部分の減少が影響しているものと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　それでは、景気、株式が上がればある程度前の推移に上がるんじゃないかなという見込みも考えられると思いますので、今回が下ではなく、変動があるということで、国の動向等差しりがあるということだと思われますので、了解いたしました。

○委員長（後藤伸太郎君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君）　なければ、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終

わります。

次に、9款地方交付税、18ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 18ページ、地方交付税につきましてご説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、町全体の予算の中でも最も中核、根幹となる財源となります地方交付税でございます。平成30年度の国の予算、地財計画の中で地方交付税特別会計を見ますと、出口ベースで16兆85億円ということになっているようでございまして、昨年度予算と対比しますと98%ということで、マイナス2%の減額という状況になっているようでございます。こちら普通交付税の部分ですかね。

それから、この地方交付税と別枠で管理されているのが、国の震災復興特別交付税の会計がございますが、こちらも総額で4,227億円ということになっていまして、前年対比いたしますと、マイナス6.1%という減額の傾向で、国の予算総額が目減りしている状況が見られてございます。

このような中で、当町の平成30年度交付税について積み上げ試算を実施いたしまして、今回の予算計上となっているところでございますが、実際の、ご案内のとおり、交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた金額を国が交付するという計算式になっておりまして、基準財政需要額の総額が約45億円程度が見込まれます。これに対して基準財政収入額が14億円という状況になっておりまして、差し引きいたしまして、昨年から1億円の減額となりますが、31億円として計上をさせていただいたところでございます。普通交付税の分でございます。

特別交付税のほうは、こちらも試算いたしましたところ、もろもろの事業の積み上げ、事業費の変化、変更がありましたので、これら積み上げたところ、約1,000万円の減額傾向ということがわかりましたので、特別交付税予算としては2億9,000万円、それから震災特交、こちらのほうは震災復興交付金事業の補助裏財源でございますので、事業費の推移に伴いまして、今年度は45億6,100万円という結果でございました。これら合わせましてトータル79億5,120万円を計上させていただいたところでございます。前年対比では86.9%、当然ながら震災特交部分の減額部分が大きく影響しているという状況でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、9款地方交付税の質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

この交付税も減額となって年々心配の種です。当町は今後、普通交付税に頼らざるを得ない状況になります。この平成32年終わりますと震災復興特別交付金もなくなります。そうした中で、現在、復興事業をやっていますこの特別交付税が入る時期、起債なども借りていますけれども、1年間に入る、多分1回ではないと思うんです。これは出納室長にお伺いしますけれども、年何回、四半期で入ってくるのか、額が。地方交付税、この3つ、特別交付税、震災復興特別交付税、それによって起債などの時期も、借りる、借りないも出てくると思いますけれども、何回に分けて入ってくるのかお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 地方交付税のうち、特別交付税、震災復興特別交付税も全部含めてですけれども、基本的には年2回、12月、3月期の収納が多うございます。したがいまして、今3月でございます。これから支払い等でなかなか現金尻の調整が大変な時期がありますので、今年度に至ってもできるだけ3月に地方債の借り入れできるものは入れていただいて、今後の支払いに充当するといった予定を立ててございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 とかく年度末3月過ぎて入ってきたりするので、心配で今聞いたんですけれども、3月には必ず入ってくる、おくれないで入ってくるということでおろしいですね。それに見合させて一借などをするということで、3月末までには入ってくるという考え方でおろしいんでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） そのとおりでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 大事な、大事な交付税ですが、この交付税いろいろ延長というか、算定基準額が延ばされてきたわけですが、今後、人口が減る中で、算定基準というのはどのように変わっていくのか。まだその辺あたりは情報といいますか、そういうのは入っておりませんかね。聞こえました。算定基準はどのように変わっていくかということです。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 南三陸町が置かれている交付税の算定についてということでお答えをさせていただきたいと思いますが、ご案内のとおり南三陸町、人口の減少が震災によって大きくございましたので、29%国勢調査の中で減少しているということがございまして、平成27年度の国勢調査の数値で、その前回国勢調査と比較したマイナス29%をそのままに用い

ますと、約3割の人口割相当分が減少してしまうみたいなことになると、これは非常に自治体運営として難しいということから、国においては、その人口急減補正という方法を特例としてこの制度の中に入れてございまして、段階的な減少緩和措置を現在受けているところでございます。

もう一つ、合併した市町村に対して合併特例を上乗せしている部分がございます。当時、財源として約4億円ぐらいの金額が上乗せされているということがございましたが、これも合併から10年が過ぎますと、段階的に減少するという制度になってございます。

この2つの段階措置、激変緩和措置を現在受けながら、一定程度の現在、急激な減少のない中で進められておりますが、その特例平成32年度までをその経過措置とされておりますので、あと今回平成30年度ですので、平成31・32年、この間は大きな急激な減少というものは避けられるということでございます。

ただ、では、その先はということの部分は、やはりこれから慎重に考えていかなければならないというふうに見てはおりますが、現在のところ30億円をキープしておりますので、これを余り大きく下回らないようなところで財源確保できれば理想的だというふうには思っております。

今後、国の財源となる、交付税のもととなる収入がどの程度に推移するかにもよりますので、そういった国の財源確保とあわせながら、この町の交付税確保に努めていかなければならぬと思っているところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　その特例措置が終わった後がどのように変わっていくかと、そういうところを知りたかったわけですが、その辺については、まだわからないところかな。わかつていたら。

○委員長（後藤伸太郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　あくまで率の特例ということになりますので、やっぱり大もとの国の財源とか、不明確な部分もありますので、余り長期的なことを生の数字で想定しますと、それがひとり歩きするおそれもございますので、ちょっと余り町、我々の立場の中では具体的な数字を想定し過ぎないような、ただ、とは言いながら、制度の有効な活用という部分は考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（後藤伸太郎君）　ほかに質疑ございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　1点だけ伺いたいと思います。

震災復興特別交付金について伺いたいと思います。昨年56億4,000万円ぐらいだったんです

けれども、今年度45億円ということで、今後の単年度で一生懸命やっているかどうかわからぬですけれども、今後のこの特別交付税の動向というか、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　この震災復興特別交付税は、今申し上げましたとおり、復興事業の交付金の裏財源部分でございますので、まさにその年度、年度で実施します復興事業、ハンド事業メインですけれども、その大きい事業が当然今後縮小していきますので、その復興とともにこの交付税はなくなっていくものだというふうに想定しております。

○委員長（後藤伸太郎君）　今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　当然そうなんでしょうけれども、大体いつごろなくなるかということが、もし今の時点でおわかりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　目標として、現在、平成32年度までの完成を目標にしておりますので、その年度までということが原則的には考えられると思っております。

○委員長（後藤伸太郎君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君）　なければ、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、18ページから21ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　それでは、18ページの交通安全対策特別交付金からご説明をさせていただきます。

交通安全対策特別交付金、今年度は100万円を計上させていただきました。こちら交通事故件数などを算定根拠、基礎となって増減のある財源でございますので、今年度は前年の実績を踏まえて100万円とさせていただいているところでございます。

11款分担金及び負担金1項民生費負担金でございます。2節児童福祉費負担金、保育所使用料1,300万円、これは平成29年度の実績をもとに計上させていただいたものでございます。こども園利用料285万円、こちらも平成29年度実績をベースとしております。こちら23万8,000円の12カ月分として計上させていただいております。

次に、19ページ、12款使用料及び手数料の1項総務使用料、総務管理使用料の中の工作物使用料109万4,000円でございますが、こちら工作物といたしまして、平成の森野球場の広告の

掲出29区間分を予算として見込んでございます。下段の住宅使用料、町営住宅使用料でございますが、9,140万円、こちらは既存町営住宅109戸分、災害公営住宅709戸分に見込まれる歳入を計上させていただいているところでございます。

次のページ、20ページ、3節住宅駐車場使用料1,020万円の中の駐車場分1,000万円、災害公営住宅の駐車場659台相当分を見込んでございます。

続きまして、2目手数料1項総務手数料の中の2節戸籍住民基本台帳手数料でございます。上段の戸籍手数料293万9,000円は、戸籍謄本、それから記載事項証明などの戸籍窓口で発行されるそれぞれの証明料について見込んでいるものでございます。そこから下、それぞれ住民基本台帳手数料、印鑑証明それぞれの発行証明に係る歳入でございます。

21ページ、衛生手数料でございます。2節清掃手数料、し尿収集手数料2,230万円、こちら実績をもとに見込んでございますが、バキューム車2,300台掛ける9,700円、その下の浄化槽汚泥処分手数料は、バキューム車3,200台掛ける1,542円をもとに積み上げて予算計上をさせていただいたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑に入ります。複数ページにわたっておりますので、予算科目、ページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 2番、倉橋です。

ページ番号19ページ、下から2番目、過年度町営住宅使用料337万5,000円、それから次のページ、20ページの住宅駐車場使用料のところでも過年度町営住宅駐車場使用料として12万円とあります。これは、例の今年度ちょっといろいろ議論がありました家賃の未請求問題ですか、その件をちょっと引きずってきているのかなと思うんですけれども、この辺あたりどの辺まで回収というか、入金できているのか。何か割合なんかがあればお示しいただきたいなと思います。何割ぐらい回収できたのか、何割ぐらいが未納なのかというようなところを知りたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住宅料の納入状況でございますけれども、全体としては約94.7%、ちょうど2月19日現在の数字でございますけれども、約95%の納入をいただいているという状況でございます。しかしながら、先ほど委員がおっしゃるように、未請求部分については、まずもって平成28年度中に入居された方で未請求が続いている方、未請求額が約576万円ほど

でございました。これまで納入いただいたのが440万円ほどということで、約76%の納入率でございます。

その次に、4月以降、家賃が正確でないものを徴収するわけにはいかないということで、一旦家賃の徴収を停止させていただいた部分がございます。それが640万円ほどございました。これにつきましては、約420万円ほど納入をいただいてございます。納入率とすれば65.5%でございます。それから、新年度に入って、平成29年4月以降に入居されて3カ月間ほど家賃の請求が滞っていましたので、その方については501万9,000円でございます。その部分については、340万円ほど納入をいただいているということで、約68%でございます。それらを合計いたしますと、全体として見れば、分母が大きいですから、95%ということになってございますけれども、それぞれ個別に見るともう少し頑張りが必要だというふうに考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 ありがとうございました。また、じゃあ継続してそのあたり修正をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、18ページの民生費負担金の中で、児童福祉費負担金、広域入所保育料1,000円、これはとっておりますけれども、去年広域入所の方たち、震災後、大変登米市に行ってお世話になっている人たちがおりましたので、結構広域入所ありましたけれども、現在は、この予算科目ですとないように思われますけれども、登米市、ほかのほうに保護者の人たちが、今後、広域入所が見込まれる可能性があるのかどうなのか。保護者の人たちがきっと出入りというか、あると思われますけれども、その見込みとこども園ができたことによって間口が広くなつて、町民の人たち、保護者の人たちには大分利用されている感がしますけれども、ここ始まって3年まではならないかと思われますけれども、その辺の動向を知つてお答え願います。

それから、その上の19ページの総務使用料で、工作物使用料の節が109万4,000円、平成の森の広告を29区画分とっているという説明でしたけれども、この辺もう少し詳しく、1区画幾らとっているのか、そして29区画をとったという見込み、理由、そこをお聞かせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まず、広域入所につきましては、現在、問い合わせは7件ほどございます。予算の編成時点での金額というのは算定できませんので、存置科目としておると

ころでございます。

こども園につきましては、平成28年度末で33人の入所、平成29年は2月末で32名、来年度、平成30年度は25人の予定でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 総務使用料の工作物使用料の件につきましては、平成の森の野球場のフェンスの広告ということで、1区画当たり3万7,750円という使用料を頂戴しております。この広告につきましては、広告を掲載する事業者がそのフェンスにみずから広告を張りつけるというところで、これは単年でなくて複数年契約をしているために29区画、去年の7月に掲出しましたので、そのまま29区画が平成30年度中も掲出されるというところの予算となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） お待ちください。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。

高橋兼次委員より退席の申し出があり、許可しております。

休憩前に引き続き、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を続けます。管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 先ほどの答弁に補足をさせていただきたいと思います。

先ほど総務使用料の工作物使用料の説明におきまして、フェンス広告分29区画のこの予算の単価のほうを説明させていただきましたが、この予算の単価とは別に、この広告を上げるに当たって条例で定められている価格があるというところがありますので、それを補足させていただきたいと思います。平米当たり8,000円という単価がございますので、それでこの平成の森のフェンスの広告が6平米ですので、1広告上げるのには4万8,000円が必要だというところになります。今回は、予算を計上するに当たりまして、今年度の実績等を勘案して計上をしたというところであります。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、後ろのほうからいきたいと思います。

ただいまの答弁で、平米8,000円で4万8,000円、先ほどの答弁だと3万7,000円でした。単

純に今後、新年度のこれ予算ですけれども、例えば7月には高校野球がありますと、その前に広告を出す、載せたいという、そういうPRをするには絶好のチャンスだと思うんです。この予算が100万円ということは、29区画、30区画にしてもざっと100万円以上かかるわけですけれども、平成29年度の実績は何件ぐらいあったのか。これ100万円しか見ていないすけれども、29ではないと思うんです。そういう7月までにもっと広告をとる場合、もっとPRしてどのぐらいまで平成30年度で見込んでいくのか、その辺もう一度お伺いします。

それから、先ほどのこども園の関係ですけれども、広域入所の保育利用が7件ということでした。その人たちの中で、当町に住所があつてよその町でお願いしているお子さんたちなんですけれども、この中で7人というのは、かなり今少子化を抱えていて大きな数字だと思われますけれども、このまま当町に戻ってきてくださいというお願いができないものなのか。お母さん方の都合で仕事中そちらのほうに行っているのか、そしてまた、新年度の待機児童があるのか、ないのか。その辺もし余裕があればそういう子供を受け入れて幾らでも、町の保育所、皆保育所が新しくなりましたので、こちらのほうに入っていただけないかというようなことも言えると思うので、その辺お聞かせください。

それから、もう一点ですけれども、過年度の住宅使用料、19ページ、住宅使用料ですけれども、町営住宅使用料の関係で337万5,000円載っておりますけれども、今年度でこの徴収方法は委託していると思われますけれども、何%まで徴収率を上げていくのか、その目標がありましたらお聞かせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 野球場の広告の集める分について、私のほうからご回答させていただきます。

ことし7月の15日・16日、高校野球が行われると。それから、その翌月には楽天のイースタンがほぼ決まってございます。そうしたことから、現在29社の方々に広告をいただいております。29社の方々が一斉に更新ということではなくて、会社ごとにちょっと順番が違っております。そういうことから、4月に入りましたならば、とにかく7月の高校野球までに、そういう球場環境をしっかりと整えまして、そこで広告の効果をしっかりとアピールをしながら、29マス埋められるように努力してまいりたいと、こう思っています。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 広域入所の方につきましては、町内に住所を有していて、町外の施設に入所を希望する方であります。この方々は、中にはその後転出を見越して、早目に

町外の施設に入所という方もおりますので、なかなか町内に戻ってきていただきたいといったお願いをするのは難しいのかなと感じております。

それから、待機児童という数なんですが、待機児童の定義をどう設けるかということで、この数は違ってまいりますが、第1希望、第2希望ととりまして、人数がありますので、別の第2希望の場所にといったときに、第2希望だったら要りませんというのは、現在の待機児童の数にはカウントされませんので、本当に預かってもらうところがなくて、仕事に困るといった状況を待機児童という定義に考えれば、そういった事情での数というのは限りなくゼロに近いということで把握してございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 過年度の家賃ということでよろしいでしょうか。基本的には100を目指すというのは基本的な姿勢だとは思いますけれども、どうしても取れない方が何人かいらっしゃいますので、予算上は9割の額を計上してございます。取れないというのは、裏事情を言いますと、ご存じのように公営住宅、所得に応じて家賃が決定をされていることで、毎年収入申告をしていただきます。それが大体6月から7月にかけて収入申告を、所得証明書を建設課のほうに出していただくんですけれども、残念ながら毎年何十人の方が出していただかない状況にございます。

実はそれをもとに1月中に新年度の家賃を決定をして、それぞれ通知を差し上げて、異議申し立て等いろいろ受けて、最終的な家賃を決定をしていくシステムになっていますけれども、2月の初めにあなたの家賃は収入申告していないので、近傍同種家賃がかかりますというご通知を最後には差し上げるんですが、それでも対応していただかない方が数名いらっしゃいます。

そういう方は月当たりの家賃が十数万円の家賃ということになりますので、基本的に1年間滞納すると100万円以上の家賃になりますので、基本的に普通に考えても年間120万円を超える家賃をお支払いする方ってほとんどいないだろうというふうに考えておりますので、基本的にそういう方からは、目標は目標としますけれども、実質的には徴収はできないんだろうというふうに考えています。それもありまして、100ではなくて、9割というふうな設定をさせていただいております。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、最初の広告なんですけれども、最初の3万7,000円という額は違つていて4万8,000円が正しい条例にのつとった広告料だということの解釈でよろしいでしょう

か。よろしいですか、最初の説明は3万7,000円であったけれども、違っていましたよ、4万8,000円でしたよという解釈ですね。

それで、29区画分あるんだけれども、企画課長の答弁ですと、満杯で29区画という解釈になろうかと思いますけれども、それで、新しく新年度で100万円ということは、4万8,000円にすると何区画分かなということだったんですけれども、そろばんはじけばわかるんですけれども。

それと、待機児童がないということもわかりました。立派な各保育所ができますから、待機児童のないようにお願いいたします。

それから、住宅使用料、過年度分です。そういうふうに何人か額が決まらないでいるということは、給与明細でない方だと思うんです。給与明細だとそれをもとにして違う、違います。じゃあ、そこの辺もう少し説明願います。給与だと町に申告するのでわかるんですけども、単純に出せないから出していないのか、そこに何か出せない理由があるのか、その辺お聞かせください。大事なことだと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） さきに説明しました3万7,750円につきましては、予算積算上に使用した単価ということで、その後に条例の定められている単価を補足で説明させていただいたというところであります。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 収入申告というのは、今ちょうど所得の申告時期でございますけれども、これの申告に基づいて、あと6月ころに町・県民税の額が決定をしてそれぞれご通知がいくかと思います。その時点で初めて前年度分の所得が確定をするわけでございますけれども、所得証明書を出していただきたいということなんです、毎年7月までに。所得証明書なんです。それを出していただきたいないと。そういうときは、近傍同種家賃になりますという、そういう条例上の規則がございますので、それでも12月、つい先だってまでも戸別訪問して出すようにお願いはしているんですけども、やはり出していただかなければどうしても何名かいます。

理由はさまざまです。そもそも所得の申告をしていない方も中にはいらっしゃいましたし、その方は明確なんですが、それ以外で出さない方はなかなか出さない理由が見当たらないといいますか、こちらとすれば推定のしようがないという状況でございます。基本的にこちらのほうで、職権で取れる権限もないで、個人入居者の皆様にご自分で自分の所得

証明を取っていただく以外に方法がないという状況でございますので、そこは手続上やむを得ないだろうと。

ただ、本人の収入状況を推定すると、とても毎月10万円を超える家賃は支払える状況にないだろうというふうに考えてございますので、その辺は粘り強くご相談をしながら、過去の分も含めて出していただくような手続が必要なんだろうなというふうに考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 3回を超えてますが、必要な質疑ですか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 その広告の関係ですけれども、条例にちゃんと4万8,000円と載っております。そういうことからして、この予算計上をできないものなのかなどうなのかな。通常は条例に載つてあるんであれば、何区画分平米単価に合わせてとるはずですけれども、なぜそういうことをしなかったのか。

そしてまた、家賃の過年度住宅使用料なんですけれども、出せないからできないでなく、出してもらうためにどういった努力をしたのか、このまま出せなかつたからって、毎年やってきていると思うんですけども、そうではいけないと思います。やっぱり出してもらう努力をしなきゃならないと思うんです。その辺今後どのように考えているかお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 今回条例の単価を使用しなかつた理由につきましては、広告が100%、29区画埋まる保証もないというところから、この区画については29区画ということでしたいはしましたが、実績を勘案して、その条例で定められた年額のほうを調整しながら予算を計上したというところがその理由であります。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 所得の申告については、7月を1つの締め切りとしておりますが、それまで出さない方については、毎月のように督促を差し上げております。それで、多分今月、年明けだと思うんですが、いよいよそれでも出さなくて、最終通告でございませんが、11万何がしの家賃になりますと、その理由につきましては、所得証明書の提出がないからでございますと理由をつけてお渡しをしておりまして、なおかつ戸別訪問を公社のほうでしていただいております。それでも出さない方がいます。

こちらとすれば、毎月家賃の取り立てではございませんが、押しかけるわけにもいかないし、単純に窓口に来て所得証明の申告さえしていただければ交付できるはずでございますので、そんな難しい問題ではないというふうに考えておりますので、何とかそこはご理解いただくしかないかなと。それで、多分基本的に十数万円の家賃は当然お支払いできませんので、滞納

となってございます。

いずれこの間あった、実際お話をして、おくればせながら出していただいた方がいらっしゃいます。どう見ても年収を超える家賃が発生しますので、基本的にそれは納入できないだろうと。納入したとすれば、生活が全くできなくなりますので、そこはこれから何らかの軽減措置をせざるを得ないというふうに考えてはいますが、いずれ毎年のことなので、毎年同じような文書を出しながら締め切りまで、期日までに出していただけるよう皆様にお知らせをしているという状況でございますので、七百数十戸、全て回るわけにもいきませんので、そこはあくまでも文書でのお願いで、どうしてもとなれば、数に限りはありますけれども、戸別の訪問をしてご協力をお願いするしかないという状況でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 じゃあ、20ページの中段のちょっと下、戸籍住民基本台帳手数料という区分がございます。最近はコンビニでも住民票なんかがとれる時代になっていまして、私も先日コンビニで住民票を請求しまして、本当に手軽で窓口で一々名前とか住所を書く必要もなくて、簡単にとれてありがたいサービスだなと思っています。こういったサービス、これからも住民の方々にどんどん普及していく方向が望ましいと思っています。それによって窓口の業務も軽減できるでしょうし、周知を今後も続けていただきたいなと思っています。

こういったコンビニを利用した場合、手数料というのは、窓口で請求する場合と基本的には同じなんでしょうか。少し安くなるとか、そういったことはあるのか、ないのかをちょっとお聞きしたいのと、それから、日々戸籍とか、住民票とか発行されていきますが、コンビニを利用される方は大体どれぐらいの数がいらっしゃるのか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 窓口の手数料より若干安くなっています。月に大体平均10件程度の交付というような形になっています。

○委員長（後藤伸太郎君） 課長、金額はわかりますか。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 200円が150円というふうな形です、住民票の場合。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 そういうお得なサービス、ぜひ住民の方にも利用していただきたいなと思います。月10件というのは本当に寂しいなと今思いました。これからも周知をしていただけたらと思います。ありがとうございました。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 18ページ、放課後児童クラブの利用状況について、昨年280万円ぐらいだったのが、今年度250万円ぐらいに減ったその要因というか、見た感じはどのような形で計上したのか伺いたいと思います。

あともう一点は、21ページ、衛生手数料、し尿収集手数料なんですけれども、これ2,300台、9,700円相当で計上したということなんですけれども、昨年と同一金額なんですが、このし尿処理状況は昨年と今年度予想される状況は変わらないのか。

あともう一点は、その下の浄化槽汚泥処分手数料のほうは100万円ほど上がっていますが、そこの要因を伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 放課後児童クラブに関しましては、総務課長が冒頭説明したとおり、月平均23万8,000円の12カ月ということで、平成29年度の実績ベースで計上してございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） し尿収集手数料と浄化槽汚泥の手数料についてお答えいたします。

し尿収集手数料は、平成28年度決算で2,257万円ほどでございました。それで、平成29年度予算といたしまして2,231万円と平成30年度と同額としているところでございますが、復興事業に伴って、いわゆる宿舎等がございまして、あとは仮設住宅の集約等に伴って出てくる汚泥等、し尿のほうではちょっとないんですけれども、まだ落ち着かないという部分であります。昨年程度に予算としては見ているところでございます。平成26年からずっと2,300万台がきているんですけれども、そろそろ来年度で落ち着くんじゃないかというような見方で設定した予算でございます。

浄化槽汚泥につきましては、要因ご存じのとおり、復興された住宅がふえていると。ほとんどの住宅が合併処理浄化槽だということで、年1回の清掃等で出てくる汚泥の増加分を見込んだということでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 失礼しました。先ほど申し上げたのはこども園のほうです。大変申しわけありませんでした。ちょっと欄違いをしてしまいました。

今年度の実績ベースで平均20万円ちょっとぐらいですので、そこから算出した金額でござい

ます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ラジオで言っていたんですけれども、石巻あたりでは何か待機児童まで出ている地区もあるという、そういう状況のラジオの放送がありました。それは、たしかジャスコの近くの学校あたりだとは聞いていたんですけども、それでどこか近隣のあれに割り振っていたと、そういうニュースも聞いたものですから、それで、6年生まで利用できるということになっていたので、それによるふえた分とか、今後、何か親御さんたち何人かに聞くところ、仮設から家を建てて家のほうで過ごすと、そういう方もふえているようなので、そのところ、再度どういった要因だったのか簡単に伺いたいと思います。

あと、し尿のほうなんですが、同じぐらいで推移しているということで、わかったんですけども、その後、上下の浄化槽の家庭用のやつとの相関というか、どっちがふえるとどっちが減るとかと、そういう問題ではないんですよ。そこを私が聞きしたかったんですけども、浄化槽のほうがふえたんなら、このバキュームのほうはもしかすると減るのかななんて思った。でも、先ほどの課長の答弁ですと、今年度あたりで、あと来年あたりから変動があるという答弁だったんですが、もう一度だけ伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 放課後児童クラブの人数につきましては、おかげさまで志津川地区におきましては、校舎の改築によりまして、定数30ということで余裕のある運営ができる状況です。歌津地区におきましては、仮設の建物をボランティア団体からいただきまして、そちらをずっと利用してまいりました。こちらのほうにつきましては、今現在、利用人数がかなり多くなってございます。来年度の申し込みも結構な数がありまして、現在としては4年生までは何とか定数の中で運用ができるだろうということで、4年生までは受け入れが可能ではないかと。5年生、6年生の受け入れについては、定数、建物の大きさの都合上難しいというふうになってございます。今後において、歌津地区においても放課後児童クラブの整備といったものを考えていかなければならぬだろうと、担当課としては思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 議員ご指摘のとおり、し尿と浄化槽汚泥は相関関係がもちろんあるかと思います。

ただ、現在は復興期ということで、特殊事情が、し尿については、先ほど宿舎と言いました

が、そのほかにもいろんな工事現場で事務所に設置されているトイレ等でし尿の量が思ったより落ちてこないというようなことでございます。

浄化槽が一方でふえるという要因としては、町外からやっとこちらに帰ってきて、新しい住宅を建てて浄化槽を導入したというような方々もありますので、どうしてもこれは今後とももうしばらくはふえるのかとは見ておりますが、いずれそういった相関関係で落ち着くところに落ち着いてくるんだろうという見方はしております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 3番、佐藤です。

ちょっと私もお聞きしたいんですけども、19ページの農林施設の使用料ということで、この村落センターは入谷公民館も含まれているかなと思うんですけども、それで、同じような使用料なんですけども、今後、今の状態で、そのままにした状態で各種団体の方々が使用を大分制限されているのかなと思うんです。それで、何とかして臨時的な修理かなんかもして使用できないのかなと。予算的にこういう計上してありますけども、このままでいいのかなというような、私自身感じているものですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 現在も入谷公民館の研修室、大研修室は利用できない状況にあります。それで、修理というのは、まだそこで修理をしながら利用するというのは、今現在ではちょっと不可能かと思います。前回もご説明申し上げましたとおり、近隣の施設をご利用いただきながら、本当にご迷惑をおかけしますが、そのような利用で皆様にはお使いいただくしかないなと思っております。

それから、利用料については、この数字はもしかしたらその研修室が利用できることによって、ちょっと当初の予算こうなっていますが、もしかしたら減ってしまうかもしれません、それは補正で対応ということになろうかと思います。現状ではそういう見込みをさせていただいております。

○委員長（後藤伸太郎君） 発言があれば挙手をしてお願いいたします。よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから28ページまでの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 続きまして、13款国庫支出金からご説明をさせていただきます。

国庫支出金、ご案内のとおり、町が行う事業に対しての特定財源という形で国から交付される財源ということになりますけれども、この国庫支出金の後に出てきます県支出金とあわせて、割合をそれぞれ分けて同じ事業で入ってくるものも内容としてございますので、あらかじめ申し上げておきたいと思います。

では、21ページの最初の社会福祉費負担金の中で、障害者自立支援給付費負担金1億5,000万円という金額でございますが、自立支援、それから補装具の給付に係る財源として入ってきます。事業費の2分の1が国から入ってくる仕組みでございまして、残り半分のうち、県から全体の4分の1、ですから、国と県の財源を合わせて4分の3の財源をもとに事業を行うというものでございまして、ここでは国の部分が計上されてございます。

その下の児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金2,800万円でございます。施設型給付費として入谷ひがし幼稚園、あさひ幼稚園に係る部分として入ってまいりますし、地域型保育給付費としてマリンパルの部分についての国からの財源補填という形になっております。

めくっていただきまして、22ページ、災害復旧費国庫負担金、国庫支出金財源の中でも最も平成30年度大きな増額要因となりました部分が、この農林水産業施設災害復旧費負担金74億5,000万円でございます。昨年と比べても46億円ほどの増額となってございます。ご案内のとおり、町内の15漁港の整備に係る財源として入ってくるものでございます。

その下の公共土木施設災害復旧費負担金、こちらも増額されておりまして、これは道路の整備、町内119路線、それから河川の整備、橋梁の整備、それらにかかる復興財源というような形で国からいただく財源でございます。

続きまして、国庫補助金でございますが、2項民生費国庫補助金、その中の2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金でございますが、こちらは、歳出のほうでは児童福祉費に措置される各種事業費の財源として補助金を頂戴するものでございます。

4項農林水産業費国庫補助金の中の2節水産業費補助金6億700万円、農山漁村地域整備交付金でございますが、こちらも町内の漁港整備に係る補助金となっております。8漁港を計画してございます。

次に、23ページ、5目土木費国庫補助金の中の2節道路橋梁費補助金2億3,800万円、社会資本整備総合交付金でございます。横断1号線を初め、日かけ橋、石泉線、平磯線などの整

備に係る財源でございます。

7目災害復旧費国庫補助金、その他公共施設公用施設災害復旧費補助金2億1,200万円、町内の消防団屯所整備、それからポンプ付積載車の整備、さらには消防ポンプ車の整備などに要する財源でございます。

3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金500万円、これは年金事務費の委託金として国から100%の補助率で頂戴する年金事務に係る財源でございます。

めくっていただき、24ページ、県支出金に入らせていただきます。

1項県負担金の中では、3節災害救助費負担金1億1,100万円でございます。仮設住宅の敷地借上料、それから補修に係る財源並びに用地測量に係る財源、合わせて1億1,100万円となってございます。下段にいきまして、県補助金の中の総務費補助金でございます。最下段、被災地域交流拠点施設整備事業補助金5,000万円、集会所の整備事業に対する補助金として補助率100%で見込んでございます。箇所は大森、それから葦の浜2カ所について計画を立ててございます。

25ページに入らせていただきます。

民生費補助金、1節社会福祉費補助金の最下段、被災者支援総合補助金5,300万円、こちらは、災害公営住宅の常駐生活支援員の費用に充てるものでございます。下段の衛生費県補助金でございます。最下段2節清掃費補助金300万円、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金、こちらは、海岸漂着物等の処理に対する県からの補助金でございます。

めくっていただき、26ページをごらんいただきます。

4目農林水産業費補助金でございます。1節農業費の中におきましては、中段に農業次世代人材投資事業補助金450万円ほどございます。従前は青年就農給付金事業と呼んでおりましたが、新規に営農に取り組む青年農家に対しての補助金制度の財源でございます。

2節林業費補助金、最下段、復興木材供給対策間伐推進事業補助金1,210万円とございます。今年度は、素材生産として大船沢の地区での事業を計画してございまして、面積は19.54ヘクタールを計画しているところでございます。その下の水産業費補助金、漁業・漁村再生交付金5,000万円、こちらは稻淵の整備事業に係るものでございます。

それから、27ページに入らせていただきます。

教育費県補助金、2節小学校費補助金6,600万円、被災児童就学支援事業費補助金でございますが、被災した子供たちの学用品、通学費、学校給食費、スクールバス経費などに補填されるもので、10分の10での補助率でございます。その下の中学校費補助金も同様の制度でご

ざいます。

めくっていただき、28ページ、最後の段でございますが、4目復興費委託金の中の1節復興土木費委託金でございますが、16億9,830万円、河川工事委託金とございます。県事業の委託分ということで、護岸工事、橋梁工事として新井田橋、大森橋、天王山橋、志中大橋、中橋などの事業に充てる財源となってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑に入ります。歳入に関する質疑ですので、範囲を超えないようお願いいたします。

質疑ございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

一番最終ページの28ページです。歳出にも出てこようかと思いますけれども、ここでは歳入で聞いておきます。3目教育費委託金の中から、ソーシャルワーカー活用事業等委託金とございます。160万円ありますけれども、これは中学校、小学校どちらなのか。そしてまた、多分この金額ですと、お一人かなと思われますけれども、どのような学校において、効果といいますか、中学校と連携してやっているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、ソーシャルワーカーの委託金ということでございます。委託金ですので、これ2名今ソーシャルワーカー来ておりますけれども、全額県費負担ということでいただいております。ソーシャルワーカーについては、基本的にはそういった事案があって要望があれば、町内どの学校でも参ります。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうしますと、常駐ではなくて、事案が出たとき相談に乗ってくれる方ということで、もしかしたら事案がなければ活動なし、事案が多ければ活動するというような、そういう財源ですね。そうすると、事案がないことにこしたことはないんですけども、うちのほうでも不登校などもあるように聞いておりますので、この辺はしっかりと利用して、相談なさって解決方法に向けていただきたいと思います。

それから、26ページの農林水産業費県補助金にあります、中段のほどにあります農業次世代人材投資事業補助金459万円、先ほど説明ありましたけれども、これは若い人たち、次世代の後継者育成ということを、この言葉から見ればそういうふうに解釈しますけれども、この人

たちに450万円補助金が出ていますけれども、現在、どういうような活動をなさっているのか、どのような効果があるのか、もし前年度この事業を受けているのであれば、その辺の実績などもお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川委員、1回目の質問で全て質疑していただくようにお願いいたします。答弁、農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 農業次世代人材投資事業補助金でございますけれども、今年度まで青年就農給付金という名称で行っていました。今年度、平成29年度は5名対象ということになっていますが、平成30年度は3名が対象となっております。1人当たり150万円の補助金という形でございます。それぞれいろんな作物で農業経営を行っておりますが、一番中心的なのはネギの栽培をやっております。金額は、ちょっと何とも言えませんが、面積的にも3ヘクタールほどやっている方もおりますし、あと養鶏事業、いわゆる採卵事業、卵をとる事業の農業者もございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 じゃあ、26ページ、5目商工費県補助金があります。ここちょっと総務課長からの説明がなかったところだったんですが、対前年比で金額の減る率が大きく減っています。でも、やっぱりいろいろと仕事づくりをこれからやっていかないといけないんですけども、ちょっとここで歳入が減るというのは、南三陸町にとってもちょっと痛いのかなと思っています。なぜこの下げ幅、ここがこんなに大きいのか、おわかりでしたらお知らせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、ご説明をさせていただきます。

昨年度と比較いたしまして、商工費県補助金が2,200万円ほど減額になっているという状況でございます。大きな理由といたしましては、平成29年度で終了する事業がございまして、具体的には補助金の名称で申しますと、商店街再生加速化支援事業補助金と申しまして、今年度整備いたしました、かもめ館の整備に係る補助金がここに計上されておりました。金額にして1,300万円でございます。

それから、そのほかの事業復興型雇用創出事業助成金と、消費者行政推進事業補助金につきましては、平成30年度も引き続き実施する事業でございまして、そのうち、事業復興型に係る事業につきまして、採用する内容のメニューが1つ減りまして、昨年は全体の事業費の中で20名の雇用者に対する補助金の枠を持っておったんですが、本年度は10名という内容にしてございます。

ただしこの制度につきましては、宮城県も同様の制度を持ってございまして、当町の事業者につきましては、ほとんど宮城県の事業の該当者ということで、これまで予算計上をさせていただきましたが、南三陸町での該当はないという今現状でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 今年度が、かもめ館のことなんかもあって数字が大きかったということで理解しました。じゃあ、この間の私の一般質問でもお願いしましたけれども、かもめ館の有効な活用をぜひお願いしたいなと思います。ありがとうございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。

22ページ、一番下のほうの放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金について伺いたいと思います。

きのうのニュース、村井さんが出ていたやつでは、汚染牧草とか、ほだ木等の処理を県南のほうで始めたというニュースありましたけれども、当町の近く、何か大盤平でも云々ということを聞いていましたが、当町での処理に関する動向というか、これから状況はどのようになっているのか1点伺いたいと思います。

次、25ページ、上から5番目、被災者支援総合交付金、先ほど課長の説明ですと、公営住宅常駐支援員という説明ありました。昨年は9,830万円ぐらい計上になっていたと思うんですが、今年度仮設のいろいろ集約等あってこういった金額なんでしょうけれども、昨年何名で、ことしは何名ぐらいになって、そしてあと、どういった公営住宅に常駐になるのか伺いたいと思います。

あと3点目は、28ページ、一番最後の災害復興費委託金16億9,800万円、先ほど課長の説明で新井田橋、大森橋、天王山、中橋の費用だと聞いたんですけれども、できれば詳しい、これほどの金額ですので、内訳わかるようでしたら、そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

あと、委員長、もう一点だけあるんですけれども、次に回ったほうがいいですか。

○委員長（後藤伸太郎君） どうぞ。

○今野雄紀委員 じゃあ、あと23ページ、戻りまして、総務費委託金、一番上の自衛官募集事務委託金とあります。ことしの高校の卒業生の中から1名自衛官になられるという方が予定されているようですけれども、近年の動向というか、どれぐらいの志願の方がいたのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 放射性物質の汚染廃棄物の処理の町の方向性ということですが、焼却施設を持たないという本町の特質もありますので、以前からも町長のほうから何度か機会を設けて答弁をさせていただいておりますが、400ベクレル以下、いわゆる肥料や土壌改良資材等で施用流通が認められている400ベクレル以下につきましては、土壌に還元をしたいということで方向性を決めてございます。

先ほど質問の中で大盤平というお話しさいましたが、この間の補正予算で繰越明許費としてしまいましたけれども、大盤平で千数百平米の部分で全体の1%、3トン程度をまずは試験処理すると。試験処理した上でその経過観察をする費用が、今回の補助金としての性質のものでございます。今年度予算でやる試験が安全性が確認されれば、また改めてどこでやるかという議論も含めて、住民の方には説明をしたいというふうに思っています。あくまでもこの予算につきましては、試験処理の分、いわゆる先行処理と私らも言っていますが、先行処理の分で3トンを大盤平で試験を実施するというものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 被災者支援総合交付金について申し上げます。

昨年は被災者生活支援センター、旧保健センターを使って社協のほうで運営していただいていた部分と、平成30年度も引き続きL S Aの事業と二本立てでございました。平成30年度については、被災者生活支援センターのほうが廃止になりますので、L S Aの事業のみといったことで、歳出予算については、70ページの被災者支援費の委託料に計上しているところでございますので、後ほど確認していただければと思います。

なお、支援員さんにつきましては、平成29年度は現在26名ほど、平成30年度は14名での体制というふうに考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 復興土木費委託金16億9,830万円の内訳でございます。

総務課長説明の中で、護岸工事とあと橋梁の工事というご説明をさせていただいたかと思うんですが、本件につきましては、橋梁工事ではなく、橋梁の上・下流部の護岸工事に関する委託金でございます。本来二級河川新井田川、八幡川につきましては、県管理の河川でございますので、護岸工事につきましては、当然に宮城県が施工するのが原則でございますが、総務課長先ほど申したとおり、仮称ですけれども、新井田橋、そして連絡道路の天王山橋、そして高台避難道路の仮称なんですが、天王前橋と呼んでおります。そして、一番海側に近

い大森橋、これらにつきましては、町の町道橋としてかけるということでございますので、その橋の前後、上・下流部につきましては、工事調整の結果、県がお金を町に流して、町がその築堤・護岸工事をやるというような協議がなされておりまして、それに伴って復興土木費委託金という形で、県のお金を受け町が、新井田川に関しましてはURのほうに業務を委託しております。そして、八幡川につきましては、中央橋の上・下流部につきましてはUR、そして中橋の上・下流部につきましては、昨年議決いただきましたが、町が直接発注という形で工事を進めております。

金額が大きいので、少し内訳をということでございましたが、既に議員ご承知のとおり、本件につきましては、工事が施工されておりまして、平成30年度においては護岸工事を実施する予定でございます。橋が新井田川につきましては4橋ございますが、その上・下流部左右岸ということで、現在の計画では283メートル延長に点字ブロック、あるいは2トンの張りブロックを施工するというものでございます。

八幡川部につきましては、志中大橋の部分につきましては延長64メートルの2トンブロックを張る工事、そして中橋の部分につきましては、これも既に盛土工事進めておりますが、ここにつきましても、護岸基礎工、あるいは矢板を打ったり、あとはブロックを張ったりというような工事を予定しておるというものでございます。

ざっくりですが、以上、説明といたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 23ページの自衛官募集事務委託金に係るご質問でございます。

募集状況とあわせてということでございますが、この金額2万2,000円は、住民の方々に自衛官募集の広報活動を町が行うための事務費的な利用として入ってくるものでございます。チラシや広報などの印刷に充てられるというふうにご理解いただければよろしいかと思います。募集状況といたしましては、今年度4名、ここ最近の状況として3名から4名ぐらいの募集状況となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 暫時休憩といたします。再開は2時25分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を続けます。

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　復興土木費委託金の16億9,830万円の内訳でございます。

答弁漏れがございました。まず、新井田川につきまして、283メートルの延長だという話を先ほどさせていただきましたが、少し細部申しますと、一番北側に、現在町で橋をかけておりますが、仮称新井田橋というふうに呼んでおりますが、その前後、上・下流部につきましては、県と協議したところ、委託金の額が3,738万円と。そしてその下、連絡道路の橋梁でございますが、その部分につきましては1,389万2,000円、そして復興拠点連絡道路部分の橋でございますが、ここにつきましては9,817万円、そして一番新井田川の下流の大森橋、こちらにつきましては、右岸側につきましては3億640万5,000円、同じく大森橋の左岸側につきましては2億6,655万4,000円と、新井田川の護岸工事につきましては、合計で7億2,240万円というふうに協議をしております。

次に、八幡川でございます。志中大橋の部分につきましては2億6,550万円、そして中橋の部分につきましては7億1,040万円というふうに、工事の委託費につきまして県と協議をしております。基本的にかかる費用全額につきまして、町が歳入をして、町がUR、あるいは請負業者に工事を発注するというものでございます。

以上であります。

○委員長（後藤伸太郎君）　今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　放射性物質についてなんですかけれども、先行的な処理ということで、まず3トン、それで安全性が確認できなかった場合はどうなるのか、できるのか。そしてあと、当町でほど木はどうだったんだか、もう腐れかけているとかということを聞いたんですけれども、ほど木のほうがあるのかどうなのか、その点再度お伺いしたいと思います。

あと、支援員さんに関しては、26名から14名だということなんですかけれども、これで予算的なものもあるんでしょうけれども、十分対応できるのか、今までのような形であそこのところ、あとは歳出でも70ページあるということでしたので、詳しくお話ししたいと思います。とりあえず26名から14名になって、言い方を悪くすると大丈夫なのかと、そういう確認をお願いしたいと思います。

あとは、自衛官については、先ほど4名という答弁あったんですけれども、何か1名ぐらいだと私2月現在あたりで確認していたんですが、そのところの確認と、以前は何かお世話する方いたような気がしたんですけれども、今は多分広域かなんかになって、この町にはいないのかどうか、その点もう一度確認したいと思います。

あとは、先ほど追加で答弁あった16億円の内訳なんですけれども、新井田川のほうが7億2,000万円ぐらい、そして志中大橋と中橋のあたりが2億6,000万円と7億1,000万円ぐらい、合計で16億円ということなんですが、そこはわかりました。そこで、こういった橋が一番早くできる橋はどこなのか、そこだけ伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） まず最初の、安全性が確認できない場合はどうするのかということでございますが、放射性物質が移行する濃度は、既に計算上ではじき出すことができるような状態に現在なっています。今回の試験でも最高の高い値、あくまでも机上論ですが、それでも6.37Bq/kgということで、十分安全性が担保される数値となっています。

ただ、あくまでも机上であるということありますので、実際現地での試験結果をもって、この計算上の数値とある程度合致するかどうかといったものを検証するために、今回先行処理という形で試験的に行うというものでございます。

安全性が確認できなければという仮定じゃなくて、既に先行処理の段階でも安全性は十分確認されるという数値上のデータを持って試験を行うということですので、万が一議員がおっしゃるような結果になれば、改めてすき込みという処理について再検討しなければならないというふうに思っております。

ちなみに、何をもって安全なのかという部分につきましては、牧草に移行するそのセシウムの濃度ということで、食品関係では、今100ベクレル以下まで流通が可能となっております。当町で今回試験する部分というのは、乳牛、牛乳については50ベクレルという非常に低い値になっておりますので、牧草移行も必ず50ベクレル以下になるであろうということで、今回確認をさせていただくものでございます。

それと、ほだ木についてですが、ほだ木は約200トンぐらい全町で汚染ほだ木がございます。これにつきましても、既にほだ木そのものの放射性濃度につきましては、100ベクレル以下に全てがなっている状況で、簡単に言えば放置していてもそのまま濃度は下がってくる状況ではあるんですが、2月にほだ木を所有している農家の方々とご相談をしたところ、やはり気持ち的な問題もございますので、町で処理できるのであれば早く処理してほしいというお話をありましたことから、蛇王の町有林で、100平米に対して2トンの林地還元という先行処理を試験的に行おうかということで、現在作業を進めているところでございます。

今月中には実際の現場で林地還元、チップにして林地に還元するといったような内容でございますけれども、それについても、既存の土壤が急激に放射性濃度が上がらないかどうかと

か、そういう確認を来年度の予算で、測定する経費を平成30年度の予算で計上しているところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 被災者支援総合交付金につきましては、この交付金の性質上、被災者支援に限定したメニューに100%の充当で交付されるものです。こうした状況から、L S A事業につきましては、平成29年度・30年度継続して事業として認められたものでございます。一方、被災者生活支援センターの運営事業につきましては、仮設住宅の見守り等々の事業でございまして、平成29年度において、当町においてはほぼ仮設住宅をお出になられるということで、平成30年度以降はこのメニューは当町は外されたといった状況でございますので、事業の運営につきましては、L S Aの事業、14名で継続して行ってまいりたいということでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 一番早く完成する橋はというご質問でございました。

一番早く完成する見通しの橋といたしましては、こちらから志津川市街地のほうに警察の交差点を左折しておりますと、JRの跨道橋があると思うんですけども、その先に橋長12.6メートルの橋もほぼ、ほぼ完成形が見えている橋がございます。そこが一番早いのかなと。一応当課では3月末には通れるようになるという見通しをしております。

参考までに、その先の連絡道路の橋でございます。そして役場の仮設庁舎から西側区画整理のほうにおりていく避難道のところにかける橋、そして大森地区にかけている橋につきましては、昨年のたしか特別委員会でもお示しをさせていただいたと思うんですけども、ことしの4月下旬、ゴールデンウイーク前には何とか完成をさせて通れるというような状態にすべく、現在工事を進めております。志中大橋につきましては、398号線との工事調整等々もありまして、ことしの9月ごろには何とか志中大橋を渡れるようになるという見通しを持っています。

以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 自衛官4名につきましては、志津川高校、東陵高校、仙台の専門学校、それから社会人と4名入隊でございます。募集事務につきましては、登米地域事務所が行っておりまして、町内に1名の相談員がいらっしゃいます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 放射性物質についてだけ伺いたいと思います。

そこで、大盤平で試験的に処理をするということなんですかけれども、大盤平は向こう石巻市なんでしょうけれども、場所は。あそこで牛を今でも多分夏場放牧していると思うんですが、そういった多分牛の関連の乳牛なのか、乳牛じゃなくて肉牛か、私小さいころ結構上に行つて夏場牛を見ていたんですけども、そういった牛の出荷なりなんかするときの影響とかはならないような場所でやるのか、今後の軽い風評みたいなやつが発生しないのか、そこは確認でき正在の試験なのか。これは課長に聞いてもちょっとわかるかどうかあれなんですかけれども、一応そういった場面での懸念というか、あると思います。

机の上では安全でも、放射能に関しては、いろいろコーヒーと同じように化学変化じゃないんですけれども、化学変化、あと突発的な変異というか、急にということはないとは思うんですが、そういったこともあると思うので、そのところを再度この件に関してだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 放牧、当町の大盤平の土地については、全てが未利用地になっています。震災前は国有林側のほうから上がっていく道路があったという話、震災前はそういうところで通っていく林道があったという話なんですが、現在はそこが通れない状態になっていまして、石巻側、十三浜のほうから回って今回の処理をいたしますけれども、当町は未利用地が全部、約8ヘクタールほどございまして、そういう心配はないのかなというふうに思います。途中石巻側を通るということで、石巻市さんにはこういうことで実験を行うという旨は伝えてあります。実際にやる日を改めて連絡すれば、それで了ということでお話をされているところでございます。

それと、風評の問題なんですが、2月20日に戸倉地区の方々に説明会を催したんですが、非常に参加者が少なかったと。ただ、少ないながらも懸念されている質問はある程度出たのかなというふうに思っています。その中でも、風評的な被害にならないかということも質問もございましたけれども、そのためにもやった後の結果を皆さんに公表いたすということで、そういった心配を少しでも払拭したいということで回答をいたしました。

具体的には、一番草を刈り取った上で、その結果をもって町のホームページ等でも公表しますが、戸倉地区の方々に、説明会とはちょっと趣旨が違いますが、報告会という形の中でその数値データもお示しして状況を報告する場を、機会を設けたいというふうに思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 後で歳出のほうでお伺いしたいかなと思っておりましたけれども、今前者が申し上げましたように、放射性廃棄物の処理ということでお話が出ましたので、22ページのそれについてお伺いしたいと思います。

実は先ほど課長が申し上げましたように、一応説明会というか、あったようですけれども、その後、いろいろと地区の人たちとも話し合いなどをしてまいりました。やはりその中で出来たのは、今何でまた戸倉なんだという、そういう地区民からの声がありました。やはり昔処理場を中芝に持ってきた経緯がありますし、その後、黒崎にもまた処理場の建設ということで、また瓦れき処理のときには、戸倉地区が瓦れきの処理場としていろいろな処理をしてきた経緯がございます。いろいろ南三陸町の中で、戸倉はそういうものを引き受けで今まで流れ的にあったわけでございまして、地区の人たちにとっては戸倉が皆そういうものを引き受けなければいけないんだという、そういう思いもずっと持ってまいりました。そういう中で、今度大盤平峠、また戸倉かという話が出ましたので、いろいろと皆さん、

○委員長（後藤伸太郎君） 村岡委員、マイクを使用してください。

○村岡賢一委員 それで、やはり私もそれは一番戸倉の人の考え方だということもありますし、もう一つは、やはり今そういう放射性廃棄物を大盤峠に持つていて処理するのかという、そういうことが私はもっと問題があるのじゃないかなと思います。ということは、海には国際認証を取ったA S C、カキの漁場があります。そして、今度新しく水源ということで、その下に全町民が利用できるだけの水源が整備されました。そして、川には秋になるとサケが戻ってきます。

あの環境を今訴える、今私たちの町で問題はないといつても、やはり風評被害というか、イメージ的に物すごくマイナスになるんじゃないかなと思います。やはりこれは今眠っているものを動かして問題を起こすという時期では私はないと思います。そういう問題がないのであれば、戸倉以外の場所でも考えられなかつたのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 300トンもの牧草、稲わらを処理する場所として、なぜ戸倉を選んだのかと。先行処理の部分ではございますけれども、8ヘクタールほどの面積の土地、それを民有地にということはなかなか難しいと。そういった中で、町有地が広大に広がっている部分が、残念ながらまたま戸倉地区にある大盤平だったということでございます。

ただ、確かに風評被害ということを言われますと、それを払拭するのはもう数値上のもの以

外の部分にもなるので、非常に難しい問題ではありますけれども、この汚染牧草、あるいはほど木、そういうものを早く処理しない限りは、町の農業の再生という部分、復旧という部分が果たせないという現実も実はございます。営農をしている方々にすれば、何とか一日でも早くという思いが、説明会でも話が聞かれてきました。

そもそも放射能物質そのものは、既にあの一帯にも原発事故の後、降り注いでいます。そういう中で、それが水にどのような影響を与えたのかといいますと、水道水ではいまだかつて放射性物質が検出されていないという状況で、そもそも放射性物質につきましては、その土壤にとどまる性質を持っているという話が、環境省のほうからもいろんな文献で出ております。そういうことも踏まえて、少し余り過敏に、過剰にちょっと反応するはどうなんだろうという思いもありながらも、そういう気持ちの部分は、水質試験をやるとか、あとは牧草の移行濃度を調べるとか、といった数値をもって住民の方々にしっかり説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。

○委員長（後藤伸太郎君）　村岡賢一委員。

○村岡賢一委員　課長の言うことはよくわかります。しかし、今戸倉の人たちだけの問題じゃないと思うんです、その心の問題というのは。今まさに復興が終わろうとしているときに、放射能の問題は、皆どこに行っても大変な思いをしている町村ありますけれども、私たちのところでもやはりこの飲み水のあるところの上にそういうものを持って試験をするという、そういうやはり何か聞くと、本当にそんなことをしていいんだろうかと疑いたくなるような作業なので、これはよくよく考えてそういう処理をする場所を決めていったほうが私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君）　最知副町長。

○副町長（最知明広君）　お気持ちはよくわかります。実際には、今課長申し上げたとおり、上流部、いわゆる町有地がある場所というのは限られております。例えば入谷に持つていけば、その下流には助作のいわゆる取水池がございますし、歌津に持つていけば伊里前の取水池がございます。ですから、これはどこに持つていっても同じだというようなことです。

実際には、放射能の数値そのものについては、今の状態でも既に下回っているというような現況がございます。それに加えて、今廃棄物を処理する場合には、焼却か、あるいはすき込み、そういう形になると思うんです。ところが、本町の場合は、ご存じのとおり焼却施設はございません。となると、やはりすき込みの方法を選定せざるを得ないというようなことでございます。広大な町有地がある場所は、残念ながら戸倉の大盤平になったというようなこ

とでございますので、ある意味町としては苦渋の選択をしたというようなことで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君）　　村岡賢一委員。

○村岡賢一委員　平行線になるかと思いますけれども、後の歳出の部分でも出てきますけれども、私は何で戸倉の地を選んだのかってわかりましたけれども、もう少し予算をかけてもいいですか、やはりもう少しそうとしておいたほうが私はいいのかなといつも思っています。今眠っている獅子を起こすようなことをしないように、私はかえって予算をかけたほうがよろしいのかなと常々思っております。

終わります。

○委員長（後藤伸太郎君）　　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君）　　なければ、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで、28ページから36ページまでの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　　15款財産収入の説明から入らせていただきます。

財産収入1項1目財産貸付収入、28ページの下段にあります土地貸付収入3,400万円ほどでございます。町有地を農業関係や漁業関係並びに防集団地などへの貸し付けを行う収入として3,400万円を見込んでおります。

29ページは各種基金の利子でございます。

30ページをごらんください。

15款財産収入の財産売払収入1目生産物売払収入、失礼しました。その下の不動産売払収入の町有地売払収入でございます。7,200万円とございます。防災集団移転促進事業で、町有地を売り払う分の財源として計上させていただいております。

16款寄附金でございます。3目教育費寄附金、社会教育費寄附金として1,700万円とございます。シンガポール赤十字寄附金として、日本図書館協会を経由して新設いたします図書館の書棚などの整備に充てる財源として計上してございます。

それから、17款繰入金は、ごらんのとおりでございます。17款の中の基金の繰入金ございます。それぞれ目的事業に合わせて、事業を実施する上で基金から取り崩して財源とするものでございます。当然大きなものとしては、6目復興交付金基金繰入金でございますが、74億6,400万円、各種31事業の復興事業に係る財源として繰り入れを行うものでございます。

32ページをお開き願います。

10目財政調整基金繰入金、今年度予算全体でさまざま財源をもとに330億円の予算を編成してございますが、最終的にどうしても財源の不足する部分に対して財政調整基金を取り崩して予算を編成してございます。繰入額は5億円でございます。結果、財政調整基金の残高は66億4,600万円ほどになります。基金繰入金の全体合計額では86億4,900万円ということで、前年対比で83.8%という状況になってございます。

その下の繰越金でございます。繰越金といたしまして1億7,000万円を見込んでおります。この財源は、平成29年度からの繰越金の中から見込みとして計上するものでございますが、金額につきましては、3月補正後の状況で予備費財源の2分の1相当額を計上させていただいてございます。

続きまして、33ページをごらんください。

諸収入の中の雑入でございますが、4目雑入でございますが、1目給食事業収入4,900万円、現年度分保護者負担金4,100万円を見込んでございます。小学校498人掛ける280円、中学校1・2年生202人掛ける330円、それに175食を掛けて出しております。それに中学校3年生116人掛ける330円掛ける165食という内訳で、積み上げてこの金額の計上となってございます。

次のページ、雑入の中で、上から8行目、広告媒体利用料90万7,000円とございます。これは、ホームページへの広報掲載をしていただいております。その広告掲載料としていただく部分の収入でございます。月額3,240円掛ける10枠、それに、大きさによって違うんですが、月額5,400円掛ける8枠ということで積算してございます。

3節衛生費雑入、狂犬病予防注射107万1,000円は、2,550円掛ける420頭分の積算でございます。

35ページの商工費雑入でございます。中小企業基盤機構仮設施設撤去費助成金1,700万円、こちらは旭ヶ浦にございます商業者が運営しておりました仮設施設の解体費用でございます。

36ページ、町債でございますが、こちらは冒頭10ページの第3表のほうでご説明を申し上げた地方債のそれぞれ内訳になってございます。本年度末、最下段でございますが、11億2,800万円ほどの地方債の発行となっております。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、15款財産収入から20款町債までの質疑に入ります。

なお、10ページの第3表地方債についてもここで質疑願います。

菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 33ページの諸収入、貸付金元利収入、その中で災害援護資金貸付金元利収入とあります。これは過日報道等でも、借りた人が保証人もなしに簡単に貸したもので、返済が困るという、こういう報道もありました。困っているときに借りて、いざ返済となったらそういう事例もあるんですけれども、当町でこれだけの目標金額を設定しておりますけれども、そういう、例えば自己破産とか、そういう方々いるのか、いないのか。また何人ぐらいに貸してどれぐらいの人数の方に返済を求めているのか、その積算の根拠等々を含めてお願いをいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 災害援護資金の今回当初予算の計上の中身につきましては、92名分、各自の償還計画表に基づきまして92名分を計上してございます。

なお、平成29年度12月末までの数字といたしまして、貸付件数で合計139件、貸付総額で3億9,062万円になってございます。このうち、平成28年度までに償還済みとなった部分と、平成29年12月までに償還になった部分を合計いたしますと、9,625万円ほどの償還がありまして、全体の24.6%に至っております。こうした状況につきましては、過日定月の監査の際に、監査委員のほうから要求がございまして、中身について具体に説明を申し上げたところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 今いろいろ計画に沿って返還をしているということでございますけれども、ということは、当町ではそういう返還に支障が出るという現状はないと認識してよろしいですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） すべからく償還計画どおりの償還がなされているかといえば、そうではございません。一定程度の方に償還のおくれ等々はございます。そうした中で、当課といたしましても、そういう方に相談の機会を十分にとっておりますので、償還計画どおりに償還できない場合は、早目に申し出ていただいて、それなりの対応を現在しております。償還計画を後ろ倒しにとか、それから前倒しにといったケースもございますので、こうした中で、今後、返済が難しい方においても寄り添った対応をしてまいりたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 それでは、例えば自己破産とか、現状でとても払えないという方はいないという認識でよろしいのかと思うんですけども、一応そういうことで返還見込みということで、数字がないと何もできないもので、こういうふうなことでやったと思います。その辺はやっぱりある程度そういう現状を見据えた無理のない数字で起こしたのかと、そういうふうに認識しております。

また、これは最大350万円ですか、これは家族構成とかさまざま要件があるのは承知しております。当初予算でもまたこういう貸付という予算項目あったと思いますけれども、これは何年ごろまでこういう継続していくのか。何というのか、ちょっと言葉は難しい面もありますけれども、先ほど言ったように、借りるときは、一時期議会でもあったように、最初保証人が必要だということで、今こういう状況で保証人がないと借りられないのはいかがなものかということもありまして、保証人なしということをいいたという記憶がございます。

そういう緩和措置をして、結果的には大変な事態に陥ると、そういう県もございます。これあくまでも借りたほうが悪いというか、そちらのほうがいろいろ努力しなきゃいけないことは承知していますけれども、緩和して貸してあげくに、そういう苦境に立った方が文句を言うということは、私はこの町ではないと思いますけれども、何だという思いをしていますけれども、その辺の計画、思い等をお知らせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 災害援護資金の制度でございますけれども、まずもって本来であれば、この3月末をもって終了ということでございましたが、予算編成時期等々に1年延長のお話が新聞等でもございました。結果としては、1年間延長するということで、来年の3月31日までの申請が有効となってございます。こうした状況で、今年度の予算には6件ということで一応計上をさせていただいております。

なお、償還に当たっては、先ほども申し上げたとおり、なかなか償還が難しいという方については、個別に相談をしながら、そういったことのできるだけないように、国・県と指導を仰ぎながら償還に努めていきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 4番です。

歳出のほうで生活援護資金ですか、この分を質問しようと思ったんですけども、今同僚議員のほうから出たので、何件かお聞きしたいと思います。

私も350万円ということで、保証人なしで即借りられるということで、この資金の補助に関

してはすごい助かりました。その経緯の中で、当初は保証人をつけないと。しかしながら、なかなか返済が今後大変だということもあり、また払えないという、町としても大変な部分があるということで、以後に保証人をつけるというような感じの話を聞いたことがあります。

そして、住宅再建とはまた別にこの生活援護資金なんですけれども、私も住宅ローンを組んだときに、銀行のほうから生活援護資金があるんなら、これを払ってほしいというような形の話を受けました。だから、今のようなとおりあえずそういった一旦350万円、300万円、200万円と、あと人数も世帯数にもよるんですけども、それでもって全額借りたけれども、ローンの関係で返した方が何人ぐらいいるのか、その辺は町のほうで把握していますか。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今4番委員がおっしゃいました具体的の例につく件数というものについて、ちょっと把握はしてございません。

○委員長（後藤伸太郎君） 保証人については、保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 当初は委員のおっしゃるとおり、全ての方にということで、国・県のほうからそういった内容の資金なので、一般の金融機関から借り入れ等々ができる人を町のほうで貸付をしてくださいといった内容できておりましたので、それに従って、震災直後から一定の期間はそういった運用をしたところでございます。

その後、国・県等との協議があって、どんな条件もなしに保証人もつけずに貸付することは、後でそれが滞ることも心配されるといったことから、途中でそういった保証人をつけるといったことになりました。その際には、利子がゼロ%といったこともありますので、そういった制度の中でそういった変更が行われたものと解釈をしております。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今課長の説明どおりだと思います。しかしながら、そのローンを組んだときに、援護資金ですか、そっちのほうを払わないと、今後ローンを組んでいくに当たり、働く場もなく、収入もない場合には、やっぱりそっちのほうがどうしても焦げついていくような状況が今後あると思うんです。ですから、ある程度そういった住宅ローンと生活援護資金をダブって借りる人たちがいると思うので、その辺は町のほうでも私は把握するべきだと思います。そうしないと、1年間延長ということで、延びるということで、またそこでもって借りている方がもう要領を得たりすると、またなかなか予定どおりいかないというのが住宅ローンとか、被災地における被災者の今の環境だと思います。

だから、できれば、住宅ローンと生活援護資金を借りている人たちの人数は、町のほうで把

握する手段があったら、できれば把握してほしいと思います。とにかく350万円無利子、いつでも返せるというような形のイメージで私も借りました。今ローンを払っていて、そうして仕事の設備資金も払っています。そういった中で、350万円という金額はすごい大きな負担になってしまいます。それがローン返済の中で1つ、2つ、3つと重なっていったときに、最終的にどこかで気の緩みからか、そういった部分が焦げつきになると私は思っています。

これが気仙沼のほうでは、現実に焦げつきがもうできて、今後大変な状況だという報道もテレビで流れています。今の課長の説明ですと、いろいろ前者も聞いたんですが、何の問題もなく生活援護資金を借りて、それが順調に払える方向だと。しかし、その中には波があるというような形の話でしたが、その辺、もう一度本当に間違いなく焦げつきなく、返済に困っている方は相談して、それに乗ってやるという対応が町でしっかりできているのか、その辺私は不安で、それを順調にやるためにも、今の状況をしっかり把握するべきだと思いますので、その辺もう一度お願ひします。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 貸付者の住所等把握につきましては、被災者支援システムによりまして、債権管理ができている状況でございます。通知等においても、こちらに宛て名不明ということで戻ることなく、本人に伝わっている状況ですので、一定程度貸付者の把握はできているものと理解をしているところです。

なお、個々のそういった諸事情につきましては、こちらも真摯に対応してまいりたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 できれば、今後にそういった問題が起こらないようにするのも町の仕だだと思います。やっぱり住民を助けるという意味合いからも、今から住民は大変でもそういったアドバイスというのは必ず必要だと思うので、手厚い指導、アドバイス、その辺はよろしく町のほうにお願いします。

終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

何点かお伺いいたします。

まずもって31ページ、繰入金の中で、1つ目の緑豊かで活力あるふるさと創造基金繰入金400万円と額としてはそう多くはないんですけども、今年度の事業としてどういうものを考

えているのか。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川委員、使用先というのは歳出で質疑できませんか。

○及川幸子委員 歳出に出てくる。歳出があるんであれば、歳出でまた聞きます。

○委員長（後藤伸太郎君） いや、どうしても歳入でということであれば、いかがですか。

○及川幸子委員 歳入で聞いていきます。

それから、次のページの32ページの財政調整基金繰入金なんですけれども、財調でことしは5億円を取り崩しております。今は復興期で、平成32年までは復興事業費などでやっていただけで、平成32年以後の災害復旧費とか、復興予算がなくなったとき大変交付金もなくなって事業をするのに大変困ってしまうので、その辺に、基金をその辺から使うために余力として残しておくのも1つの方法かと思われます。その辺どのように考えているのかお伺いいたします。

それから、33ページ、諸収入の19、諸収入の中の3目商工費貸付収入7,000万円、中小企業振興資金融資預託金回収金とありますけれども、この中小企業の人たちも、前者に引き続きますけれども、大変今復興途上で資金繰りが大変だと思われますけれども、そういう中で、何人ぐらいの人たちがこの資金を使って、現在どの程度の回収、何名ぐらいの回収金が残っているのかお伺いいたします。

それから、最終ページの36ページの町債で、6項消防費、消防費整備事業債が3億500万円ほどありますけれども、これが復旧事業として認められないのか。また、これはどこの場所に建設するのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 31ページの緑豊かで活力あるふるさと創造基金の繰入金の充当先でございますけれども、95ページの農業振興費のふるさと緑の創造事業補助金、耕作放棄地対策事業補助金で80万円ほど、それと林業振興費、100ページになります。バイオマスエネルギー利活用協議会交付金、いわゆるペレットストーブの助成金でございます。これに事務費等を入れて260万円ほど、南三陸FSCの森林管理協議会の負担金として75万円ほど、以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 財政調整基金のご質問でございます。

基本的には委員おっしゃるとおり、できるだけ財政調整基金には手をかけずに予算を組んでいきたいというのを我々も基本としてございます。今回の今年度、平成30年度のこの予算の

特徴として、復興事業の精算が出てきております。終わった事業の過年度分の事業の支払いが、平成30年度の財源の中から国に返さなくてはいけない財源であったり、そういったものの調整がどうしても平成30年度出てきている関係から、できれば取り崩ししたくなかったんですけども、やむを得ず財源調整の必要上、財調に頼らざるを得なかつたという状況にござります。

今後の見通しといいますか、考え方といたしましては、委員おっしゃるとおり、なるべくこれを財調の目減りを減らす努力はしていかなければなりませんが、ご案内のとおり、財調の中に、既に復興事業に係る部分の財源というのが入っていて、これはどうしても最終的には国に返していかなければならぬことになり得る部分と、それから純粹に町の部分、この区分が、今明確に幾らと幾らということには分けることができないんですけども、基本的にはとにかくなるべく純粹な町の財調、財源部分は手をつけないような努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 33ページの中小企業振興資金融資預託金の回収金でございますが、これ自体は直接事業者の方に貸し付けした金額ではございませんでして、中小企業振興資金あっせんの制度を持ってございまして、その制度を運用するために、金融機関に年度当初に7,000万円を預託、預けさせていただいて、それをもって7倍強超に当たる総額4億9,000万円までを融資していただくという制度になってございます。年度の終わりに7,000万円を返還いただくということで、返ってくるのがこの回収金ということになります。

現在の状況といたしますと、いろいろ被災後は補助制度が充実している関係もございまして、実際に利用されている件数は減ってきている状況になってございます。ただ、一定の施設の整備が整った後において、今後はいわゆる運転資金の必要性が出てくるということでございますので、後ほど歳出のほうでご説明をさせていただく予定にしておりましたが、制度の拡充を平成30年度から図ることにしてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 南三陸消防署の建設に係るご質問でございますが、起債の3億580万円につきましては、南三陸消防署の建設に充てる町債でございます。建設の総額費が8億4,000万円、そのうち災害復旧費で2億1,100万円を気仙沼・本吉事務組合の財布のほうに災害復旧費が入るようになってございます。町の建設につきましては、6億3,600万円というところでございます。

あと、どこにできるのかというご質問でございますが、給食センターの向かいのところに建設を計画をしております。

以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 先ほどの基金の繰入金で1つ答弁漏れがございましたので、追加させていただきたいと思います。

90ページの環境美化事業費、ここに20万円の基金の繰り入れを充当してございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 後ろのほうから、消防署の関係でいきます。

広域でやっていて、向こうの気仙沼市と一緒にやることは存じ上げております。その中で、復旧事業として認められなかったのかということが1つあります。その辺のご答弁もお願いいたします。場所としてはわかりました。

それから、7,000万円の商工費貸付収入の件も歳出で出てくるということで、そちらのほうでお伺いいたしたいと思います。

それから、財政調整基金の関係ですけれども、復興事業費のほうでも入っているから、今は出さざるを得ないということですけれども、平成32年度以降が大変となりますから、ぜひ基金として長く積んで、そちらを今後充てるように特段のご配慮をお願いいたします。

あと、その復興事業として認められなかったのかどうか、その辺だけお伺いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほど2億6,000万円ほど災害復旧費を引くと、残り8億円に対して5億円ぐらいを別財源ということなんですが、普通に考えると、全部丸々災害復旧というふうに思いがちなんですけれども、まず今度新しくつくる消防署につきましては、従前の消防署よりもはるかに面積が多くなってございます。それから訓練タワーとか、それから車両等々含めて非常に災害の査定を超える部分になっているんです。その結果、広域消防でもいろいろ事務的に頑張ったのですが、災害復旧費は二億五、六千万円をとることしかできなかつたと。

その要因としましては、消防署員を募集をするんですけれども、最近女性の消防士を募集しているんですけれども、余り多くないと。仮に女性の消防士、お一人、二人配属になったときに、宿直室とか、シャワールームとか、トイレとか、そういう女性署員用の造りをすると、どうしても従来よりも建物の坪数面積が多くなるということから、これは一定程度やむ

を得ないというような事情で、全額災害復旧にはならないというような説明を受けてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの説明でわかりました。今後、女性消防士を探るというような、そういう気持ちのほうは町長いかがでしょうか。人事、採用する場合、町としてあるからつくるんだと思いますけれども。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、広域でも女性の消防士採用してございます。（「当町でも採用」の声あり）広域だよ、町で消防士雇わないよ。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 ちょっと3点ほどお伺いしたいと思います。

30ページ、一番上です。サケ稚魚売払代金、本年度1,000円、前年度1,000円、それから同じく30ページ、一般寄附金、中段ですが、やはり1,000円、1,000円と。それと、31ページ、繰入金ですが、これも一番上です。やっぱり1,000円、1,000円とあるんですけども、実際に1,000円相当の入金なり収入が発生してこういう表記になっているのか。あるいは廃目しないために、とりあえず一番小さな数字で1というのをとりあえず入れているのか、その辺のちょっと理由をお聞かせいただきたいなと思っています。

それとあと、総務課長からの説明ございました30ページ、シンガポールの赤十字寄附金で、図書館の書棚ということでした。図書館というのはどこの図書館なのか、小・中学校の図書館なのか、それとも今後できる生涯学習センターの図書館を想定されているのか、あるいはコアラ館であるとか、それとも満遍なく使うのか、その辺の図書館、どこの図書館を想定されているのか。

それと、33ページ、下のほうですけれども、給食費で、過年度分保護者負担金25万円があります。これは何人分ぐらいで25万円になるのかお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 1,000円のご質問部分、複数課にわたりますので、私のほうでお答えします。

例えばサケ稚魚売払代金ということで、1,000円の予算計上しておりますが、ここ近年、ご存じのとおり、町内の川に遡上するサケの量が少なくて、現実は他の河川に販売するという

ことはできておりませんけれども、実際に遡上してきて、それが大量にとれて他の河川でどうしても必要だという場合に、売り払いが現実はでき得れば、最終的には決算の段階ではここに金額が入ってくるという形になるわけですが、そういった可能性があり得る部分については、1,000円の金額を入れて、皆さん議会に対してその存在をお知らせをしていくと。歳入の科目の存在について明確にするという目的から、1,000円を立てて予算化しているというものでございますので、他の寄附金等につきましても同様で、これは、幾ら入ってくるかということはこの時点で具体的な数字は見込めませんので、1,000円とさせていただいている存置科目というものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） シンガポール赤十字寄附金の件でお答えいたします。

これは、今度新しく建設中であります図書館を併設した生涯学習センターのほうの図書館の整備に係る部分で、シンガポールのほうから寄附金をいただくという予定になっております。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 給食費の過年度分のことについてお尋ねがございました。これは過年度分ということですので、残念ながら納めていただけなかつた方の分ということで、予算でございますので、これまで過年度分の予算の分についてはご議論があったかと思います。こちらも大体同じでございまして、これぐらいというふうなところで計上させていただいておりますけれども、参考までに平成29年度、今年度の状況を申し上げますと、過年度分で38万円ほど収入がございます。ちょっと人数については、今手元に資料ございませんので、申しわけございません。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。

3点ほど伺いたいと思います。

まず、30ページ、前委員もちょっと聞いた教育費寄附金について伺いたいと思います。

先ほどの課長の答弁ですと、説明では本棚ということであったんですが、これは、本棚等は復旧予算というか、復興予算でつくれないのか、その点伺っておきたいと思います。

あと、金額なんですけれども、昨年もたしかこの寄附金あって、今年度分と言つたらいいのか、2,000万円、日本図書館協会で図書管理システムを構築するということだったんですが、そのときにもう2,000万円あるという答弁たしか聞いていた記憶があるんですけども、今回

の計上では1,740万円ぐらいなので、その減った分というか、差額分はどのような使途というか、もしくはもともと1,700万円しか残っていなかつたのか、その点伺っておきたいと思います。

あと、31ページ、一番下の延滞金について伺いたいと思います。

この延滞金、31ページの一番下です。済みません、私去年の予算書見ていました。何かおかしいと思って、32ページの一番下の延滞金が1万円とあるんですけれども、こういった延滞金は、多分普通どおりにあれすると滞納した分につくと思うんですけれども、そのところを滞納分に延滞金がつくんでしようけれども、長い滞納の分にはどのような、例えば滞納金が合算された分にまた次年度繰り越すと、それに滞納分がつくのか、その辺の事務処理のところをお聞きしたいと思います。

あと、10ページ伺いたいと思います。地方債、先ほど課長の説明ですと、合併特例債6項目で、合計で8億2,000万円の説明がありました。同じく過疎債で、廃棄物等観光振興の分で8,000万円、そこで伺いたいのは、1点目は、観光振興で何か支援交流という説明あったんですけども、もう少し詳しく、これは歳出でもできるのかもしれませんけれども。

あと、もう一点伺いたいのは、合併特例債の発行限度額があると思うんですけれども、その残りの分があと幾らぐらいあるのか、もうないのか。同じく過疎債についても、発行限度額があると思うんですけれども、あと幾ら発行できるか、残りの額というか、それおわかりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） シンガポール赤十字寄附金についてお答えさせていただきます。

この寄附金については、2カ年で合計4,000万円の一応お話をいただいております。そして、平成29年度においては、図書システムを現在購入させてもらうのと、そしてこの平成30年度予算の1,700万円については、通常の書庫ですと、壁際に今の計画ではなっているんですけども、この購入の部分については、閉架の書架、本をしまっておけるような火災対応とか、いろいろな精密な部分でのそういう書庫を考えておりますので、その分は工事費には含まれておりませんので、ここで、この資金で購入させてもらうというような状況になっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 地方債についてのお尋ねにお答えいたします。

10ページの地方債の中で、合併特例債についてお話をさせていただきました。今年度の合併

特例債相当分が8億1,000万円ほどになっておりますが、この予算を合併特例債として使用いたしますと、もともとが発行限度額として合併特例債69億円ほどの枠でしたので、順次それが合併後使ってきて、平成30年度8億円取り崩して、残りの枠はといいますと、4億8,000万円ほどになってございます。最終的に、いよいよ来年あたりの事業で、このペースでいきますと、合併特例債自体は上限に達するという状況になります。

あと、過疎債についてのご質問、それから観光振興のご質問もありました。これは過疎債を発行しているわけですけれども、ソフト事業に対する起債の発行枠なんですけれども、これ宮城県からの枠配分の中で発行できるもので、おおむねですが、8,300万円ほどの枠配分をいただいておりまして、その中で観光振興事業に充てております。支援交流促進事業分として申し上げましたが、その事業の中身としましては、町で行っております感謝絆プロジェクト推進事業として実施しておりますが、南三陸応援団事業のイベント事業などにこれらの財源充てておりますし、そのほかにも観光交流促進事業として実施するさまざまなソフト事業に財源として充てているところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 延滞金についての答弁ありますか。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 延滞金でございます。複利計算でやるようなご質問だったかと思うんですけども、そういうことではございませんで、納付した段階での計算というふうな形になります。昨年度同額の計上とさせていただいております。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長、過疎債の限度額総額についての答弁ありました。残額ですね。平成30年度分だけじゃなくて、今までの分も含めての過疎債の残り幾ら使えますかという質問がありました。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 過疎債の限度額は、先ほど総務課長申し上げましたソフト事業に充当する年間最大8,300万円という部分については、当町が過疎地域に指定されている間はそのまま適用されることになります。ただし、宮城県全体でほとんどの自治体が過疎地域に指定をされているということから、多少の県内での財源の調整はあるかとは思いますが、当町は8,000万円ぐらいを今後も継続して、ちなみに、過疎の指定期間が平成33年3月31日までだったと記憶しております。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 まず、シンガポールからの寄附金についてなんですか、本棚ということで、閉架式ということなんですが、立派な本棚、それは確かにいいと思います。それで、この2,000万円をことしじゅうに使わなきゃいけないのか。私の思いとしましては、図書館のほ

うのソフト、本とかいろんなDVDとか、そういったやつにある程度5年ぐらいのスパンをかけてこの2,000万円を使っていいのか。ちなみに立派な閉架式もいいんでしょうねけれども、昨今病院等の件もあるものですから、せっかくいただいたこの寄附を立派な駐車場をつくって、それが必ずしも効果的だったかということも懸念されるようなので、例えはちょっと違うんですけども、図書館も閉架式も私はいいと思うんですが、これをなるべくソフトのほうに使えるかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

あと、最初に地方債のほう答弁いただきました。合併特例債、あと4億円残っているということなんですけれども、今回の使い方を見て何も文句をつけるわけではないんですが、希望というか、願いとしては残った4億円、志津川、歌津両町合併して、何かもう少し形に残ると言ったらおかしいですけれども、本当に合併して10年たったんですけども、よかったですと思えるような、そういう事業に使えないかどうか。

現実を見ると、志津川の商店街があつて、歌津の商店街、特に私余り近くでしっかりと見ていないんですけども、あのかもめ館、ああいった状況を確認させていただくと、なおさら歌津につくれと言うんじゃないですけれども、なるべく両町が合併して10年たつて、繰り返しますけれども、何か目に見えるような形の事業に使えるかどうか伺っておきたいと思います。

あと、延滞金についてなんですけれども、これは滞納分につくということなんですが、そこで昨今、ほかの委員等から滞納分の取り立てに対して強い指摘があるようですが、私はここで確認したいのは、滞納分をどの時点で、企業だったら貸し倒れ引当金というのがあって処理するみたいですけれども、公営企業というか、こういった行政の部分では、どの時点で、言葉が例えば取り倒れというか、そういった処理はどのような段階でしているのか、できるのか、その点伺っておきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、寄附金についてちょっとお答えをさせていただきます。

今委員のほうから形に見えるものでというようなお話がありましたが、やはり寄附者の方は、形に見えるような形で、寄附したものが形になってあらわれるというのが必要だと思うんです。ですから、できれば寄附したらすぐ使ってほしいというような、そういう意向の方が非常に多くございます。ですから、今回もシステム、あるいは書庫というような形で、形に見えるものに早く使って報告をするというような、そういういわゆるいただいたほうの責任として、これに使いましたというような形で見せてあげるというようなことがやはり大切だと

思うんです。ですから、ソフトでいただいた寄附を毎年書庫で少しづつ使う、本で使うというようなことは非常に難しいと。ですから、逆にそちらのシンガポールの赤十字のほうからは、何に使うんですかと、形としてできれば見せてほしいですというような、そういうご意向があるというようなことは、ひとつ最初にお答えをしておきたいと思います。

これはほかの寄附についても多分同じです。よく寄附金で使途を明確にして寄附をされる方がいらっしゃいますけれども、これに使ってほしいというような形であれば、それに使えるんですが、今回の場合は、生涯学習センターの図書館の部分に使ってほしいというような、そういうお話ですので、それを形で早く見せてあげるというような、そういうやはり責任もあると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 政策的なことでございますので、合併特例債の部分は私のほうでお答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、復興交付金事業でほとんどのハード事業に手がついてございますので、今後、4億8,000万円の特例債を打てるという限度額内におきましては、町全体、町民みんなが公平・公益性を感じ得る、そういう事業に充てるというのが基本的な考え方だと思います。現時点で今これに充当するという予定は立っていませんけれども、貴重な財源でございますので、そういう事業に当て込んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 3点目、町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 収納対策でございますけれども、基本的に現年分を滞納させないような取り組みということで、電話催告であったり、催告書を出しまして電話で相談に応じたりしています。それから、滞納が継続している方については、滞納管理システムで管理してございまして、現在は預金調査とか、勤務先の給与の調査とか、それから生命保険会社等々調査してございまして、状況に応じて差し押さえをしている状況でございます。

今の件につきましては、資力があっても納めない方ということでございますが、納めたくても納められない方につきましては、そういう対応にはならない形で、差し押さえができるような状況の方については、そのまま滞納管理システムで管理するという形になるんすけれども、一定期間経過すれば不納欠損処分をせざるを得ないというふうなことになってします。

○委員長（後藤伸太郎君） その一定期間というのはどれぐらいの期間ですかというご質問のようです。

○町民税務課長（阿部明広君） 執行停止の3年間というふうな形になっています。停止処分をしてから3年になります。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 まず、図書館の寄附のほうから再度伺いたいと思います。

今副町長の答弁あったんですけれども、シンガポールの赤十字のほうで当然寄附したほうはみんな幹部の人たち来て、じゃあこれでつくりましたといって、はいとして、シンガポールで寄附をしていただいた方に説明することが、それ一番簡単だと思います。

ただ、図書館というそういう指定があったものですから、これ説明する上でも、もう少し説明責任を持てば、私そういったところで本来ならば形にあるもので寄附したいんだけれどもということを伝えた上で、実は震災に遭って本も何万冊も流されて、今コアラ館にあって、別なところにも結構保管しているらしいですけれども、ただ、そういった保管している蔵書の本じゃなくて、年々2,000万円でしたら、その半分は何か目に見えるような形で使うか、あともう半分ストックというか、キープできるんだったら、毎年100万円ずつとか、ソフトを充実していくという、そういう説明をしていくこともできるんじやないかと思うんですけれども、私としては。

ただ、送ったほうは即効の効果というか、災害の件で寄附したんだから、そういったやつは町でやってくれという思いがするのかどうかわからないですけれども、その点に関してもう一度だけ確認というか、伺わせていただきたいと思います。

あと、地方債に関しては、大体わかりましたので、今後は何か歳出の際ででもお聞きしたいと思います。

あと、延滞金に関しては、先ほど税務課長からその滞納の答弁ありましたけれども、私はもう少し広げて税金滞納しているぐらいの方は、たびたびある給食費、その他一連で滞っている家庭だと思うんですけれども、そういった状況の方たちに生活弱者への福祉的対応というか、取り倒れを処理する際のことができるのかどうか再度伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） まさにそのとおりなんです。いただいたものを形として寄附者の方々にお見せをすると、こういうふうに使いましたと。それがやはり報告として大切だというふうに思っております。実際には、委員が懸念されている蔵書、いわゆる図書についても購入はしております、平成29年度においても。システム全てではなくて、システムでそれ以外の部分については蔵書として購入をさせていただいております。ですから、そちらからいただ

いた寄附については、このように使いましたというようなことで、日赤を通してうちのほうから報告をするわけです。それを平成29年度、30年度、今年度で完成ですので、完成時には全てこういう形で使いましたというような報告をしなければなりません。

ですから、1年ずつ、また来年使う分、じゃあ少し残しておいてとかというようなことはなかなか難しい。ですから、シンガポールの皆様には、寄附していただいた方に形としてご報告をさせていただくというような、そういういただいたほうの責任を果たさなければならぬいというようなことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

図書館には2つの書庫がございます。開架書庫と閉架書庫とこの2つがあつて初めて図書館が成り立つわけとして、決して無駄な閉架書庫を寄附があるから設置するとかでなくて、寄附がなければ、単費を持って閉架書庫を設置しなければならないということになります。開架書架につきましては、来館者が自由にいつでも閲覧できる、それを開架書架に置きまして、閉架書庫につきましては、貴重な図書であつたり、例えば先ほど委員がおっしゃるように、倉庫という話がありましたけれども、たまに図書を入れかえしなければなりません。そのときに、当然しまっておく部分が必要でございますので、それを一般的に閉架書庫と呼んでいますので、これは必要なものとして考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） もう一点ありませんでした。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 税につきましては、国税徵収法に基づいてやっておりますので、この給食費等とはちょっと区別して考えていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 少々お待ちください。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することいたします。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、建設課長のほうから閉架書庫について答弁あったんですけども、たしか震災で流された図書館にもあったんじゃない、あれ閉架と言わないのかな。何かしまうような場所があったんですけども、それだったら、復旧予算で同じレベルになるのかどうかわ

からないんですけども、なるんじやないかと、私素人考えなので、思われたんですけども、その点に関して。

あとは、寄附金の使い方に関しては、どうしても町としての体面というか、そういったやつもあるでしょうが、本来なら贈ったほうもしっかり説明して、これとこれの部分は見える部分に使って、あと大きな立派なセンターができれば、それで一角を担ったというようなことで、思いは達成できると私は思うんですけども、ただ、そういった寄附金の使い方として、やはりしつこいようすれども、どうしても私としてはソフト面で繰り延べしたみたいにして使って、基金みたいにして使っていただきたいという、そういう思いがありましたので、基金というような形で残り1,000万円とか、使えるのかどうか。寄附金をそういった制度にできるのかどうか伺いたいと思います。

あと、滞納に関してなんすれども、課長、税金だけということなんですが、私はもっと広く、先ほど言ったように給食費、その他いろんな面で困窮している方たちの対応というか、そういったやつもどうなるのか、最後伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災前の図書館にも閉架書庫はございました。今回、図書館部分の規模設定に当たって、町レベルの図書館でも最低限必要な面積というのがございまして、それが約800平米でございます。図書館をつくるに当たって、一番言われたのが、これからは子供たちの教育が一番大事だということを町長のほうから指示をされました。ですから、その充実を図るために、最低限の面積は確保したいということで、800平米の広さを最低限確保しようということで作業を進めさせていただきました。

ところが、震災前の図書館というのが、たしか五百数十平米だと思います。そこで、200何がしの差が生じてございます。この分は大変制度上単費扱いにならざるを得ないということでございますので、いずれなるべく単費持ち出しを少なくするということを考えれば、この寄附を充てるのが一番最良かなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、しつこいようですが、実は寄附されたシンガポールの赤十字の皆さん、それから前回病院のときもそうですが、台湾の紅十字の皆さん、こちらにおいてになりまして、やはり何に使ったのかというような形を形として見せてほしいと。ですから、それを基金に置いていつまで使わないんだというようなことはなかなか難しいんです。

逆に言うと、本国でシンガポールはシンガポール、あるいは台湾は台湾で不特定多数の方から寄附金をいただいているわけですから、何にその寄附金が使われたんだというようなことを、やはり説明する責任がその赤十字社にはあるというようなことでございます。ですから、町としても一日も早く完成形をお見せしなければならないと。それはご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、再三給食費ということでご指名がございましたので、申し上げたいと思います。

給食費についても、やはり他の税と同様に、滞納分は確かにございます。基本的にはほかの税目と同じように、ある一定のルールに従うわけでありますけれども、ただ、もちろん委員おっしゃるとおり、現在のその方の状況に合わせてやはり考えなければいけないところはあるかと思います。もちろんもともとはその時点で納めていただければ、しっかりと納められるものですし、それが原則だと思います。

ただ、何らかの事情で納めることができなくて、その後生活が傾いていったということであれば、その時点をもって相談をしながら、その状況に合わせて判断させていただくというふうなことになるのではないかと思ってございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する審査を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明14日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明14日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することいたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後4時03分 延会